教育委員会（第１１回）定例会

令和６年１１月２５日（月）
１７：３０～

次　第

１　開会

２　議案

第４３号議案　令和６年度教育費１２月補正予算（第５号）に係る意見の申出について

第４４号議案　久留米市奨学金条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について

第４５号議案　久留米市中央学校給食共同調理場維持管理運営包括委託事業業務委託契約締結に係る意見の申出について

第４６号議案　久留米市体育施設（三潴・城島地域）の指定管理者の指定に係る意見の申出について

第４７号議案　久留米市生涯学習センター等の指定管理者の指定期間の延長に係る意見の申出について

第４８号議案　久留米市野中生涯学習センターの指定管理者の指定に係る意見の申出について

第４９号議案　久留米市社会教育委員の委嘱について

第５０号議案　久留米市立小中学校通学区域審議会委員の任命又は委嘱について

第５１号議案　久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

第５２号議案　令和７年度久留米市立高等学校教職員人事異動方針について

第５３号議案　大橋小学校・善導寺小学校統合基本計画の決定及び久留米市立小学校の廃止について　一部別冊

第５４号議案　久留米市立小学校設置条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について

３　報告事項

（１）教育委員会後援事業等に関する報告

（２）久留米市教育振興プランの進捗状況について　当日配布

（３）学校施設内の遊具における事故の発生について

（４）ICT を活用した教職員の働き方改革について　当日配布

（５）久留米市立小中学校における水泳授業の民間プール活用の検討について

（６）小中学校における不登校の状況について

（７）令和７年度以降の特別支援学校における医療的ケアの実施について　非公開

（８）令和６年度全国学力・学習状況調査の結果について　非公開　前回配布済

４　その他

５　今後のスケジュール

６　閉会

第４３号議案

令和６年度教育費１２月補正予算（第５号）に係る意見の申出について

上記の議案を提出する。

令和６年１１月２５日

教育長　井　上　謙　介

提案理由

令和６年度教育費１２月補正予算（第５号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

令和６年度教育費１２月補正予算（第５号）に係る意見の申出について

令和６年度教育費１２月補正予算（第５号）について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第１表　歳入歳出予算補正（抜粋）

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
１６　国庫支出金		34,036,308	34,148	34,070,456
	２　国庫負担金	20,798,725	6,001	20,804,726
	２　国庫補助金	13,237,583	28,147	13,265,730

※　補正額のうち国庫負担金6,001千円、国庫補助金△51649千円が教育委員会分

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
１０　教育費		14,616,955	−129,065	14,487,890
	１　教育総務費	2,221,053	56,003	2,277,056
	２　小学校費	3,088,739	30,132	3,118,871
	３　中学校費	1,789,690	△ 267,495	1,522,195
	４　特別支援学校費	298,092	634	298,726
	５　高等学校費	1,498,269	11,576	1,509,845
	６　社会教育費	4,607,149	38,273	4,645,422
	７　保健体育費	1,113,963	1,812	1,115,775

※　上記は、事業費のほか、人件費の補正を含む

第２表　継続費補正（抜粋）

（変更）

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
１０　教育費	３　中学校費	諏訪中学校 校舎改築事業	千円 3,354,320	千円 令和６年度 令和７年度 令和８年度	千円 489,351 2,633,484 231,485	千円 3,354,320	千円 令和６年度 令和７年度 令和８年度 令和９年度	千円 220,648 850,761 1,950,005 332,906

第３表　繰越明許費補正（抜粋）

（追加）

款	項	事　業　名	補正額
			千円
１０　教育費	２　小学校費	小　学　校　統　合　事　業　に　か　か　る　委　託　料	3,339

第４表　債務負担行為補正（抜粋）

（追加）

事　　項	期　　間	限　　度　　額
えーるピア久留米指定管理料	令和7年度	千円 152,629
野中生涯学習センター指定管理料	令和7年度から 令和11年度まで	千円 173,205

（廃止）

事　　項	期　　間	限　　度　　額
生涯学習センター等指定管理料	令和7年度から 令和11年度まで	千円 900,436

令和6年度12月補正予算　調整資料

教育部

要求事項	予算要求額 千円	財源内訳 国県支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円	要求内容	令和6年度当初予算額 千円
款項目：10-02-01 **小学校統合事業** （教育部総務）	110				110	**◎大橋小・善導寺小学校の統合関連　110千円** 令和8年4月1日に予定している大橋・善導寺小学校の円滑な統合に向けた、統合準備協議会の設置・運営にかかる費用を計上するもの。 ・統合準備協議会委員謝金　62千円 1,031円×10名×2校×3回 ・消耗品等　42千円 統合準備協議会ニュース用用紙代（980円×10包×3月×1.1） 資料用用紙代（2,100円×1箱×3月×1.1＋2,440円×1箱×1.1） ・統合準備協議会会場借上料　6千円 1,500円×3回＋100円×6回分×3回	3,527

議案４３－資料1

【R8．4月統合の場合】

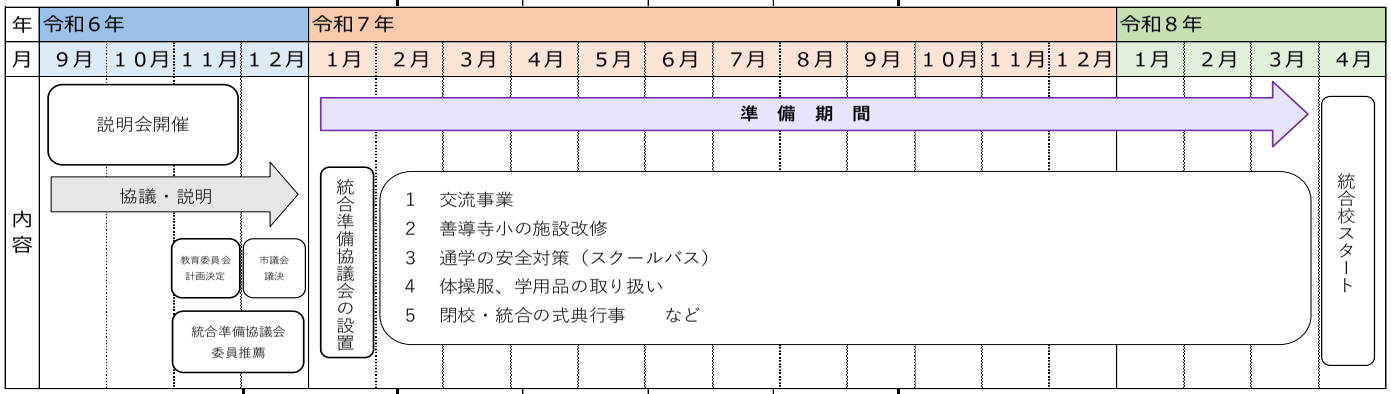

令和6年度12月補正予算　調整資料

教育部

要求事項	予算要求額 千円	財源内訳 国県支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円	要求内容	令和6年度当初予算額 千円
款項目：10-2-1	3,339				3,339	**◎善導寺小学校の改修（統合関連）　3,339千円** 令和8年4月の善導寺・大橋小の統合により児童・クラス数が増加するため、善導寺小の校舎を改修し必要となる諸室を整備するもの。	33,916
小学校統合事業 【繰越明許費】 ○設計委託料　3,339千円						【統合による児童・クラス数の変化】 統合前（R6年度）　通常学級　432人　14クラス 特別支援学級　35人　6クラス 統合後（R8年度（見込み））　通常学級　502人　18クラス 特別支援学級　7クラス（35人　6クラス＋α） 【改修内容】 ・普通教室整備 多目的室等の普通教室転用改修 学校内教室配置変更改修（特別支援教室、会議室等） ・特別教室の少人数指導教室転用改修（理科室・家庭室・音楽室） ・職員室・更衣室拡張改修 等 【予算内訳】 ・設計委託料　3,339千円	
（学校施設課）						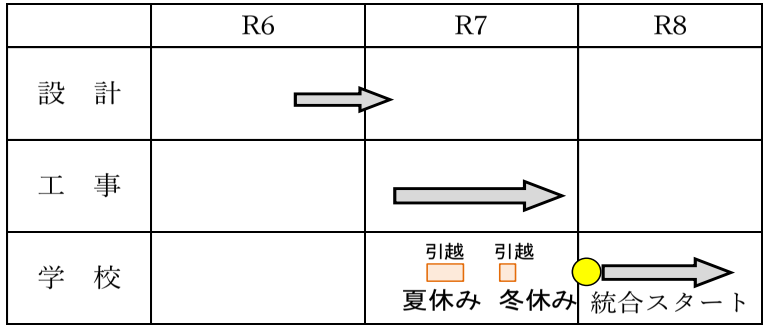 ※長期休み（夏休み等）を活用して引越・改修等を行う	

議案43－資料2

令和6年度12月補正予算　調整資料

教育部

要求事項	予算要求額 千円	財源内訳 国県支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円	要求内容	令和6年度当初予算額 千円
款項目：10-2-1 その他 **小学校統合事業** **（大橋小学校・善導寺小学校）** （学校教育課）	1,093				1,093	**◎交流学習・行事の実施　1,024千円** ○交流事業に係るバス借上料　443千円 73,700円×2台×3回 ※月1回ずつを想定 ○小学校統合交流事業交付金　581千円 1,100円×528人 ※5/1時点児童数…善導寺小467人、大橋小61人 **◎スクールカウンセラーの配置拡充（月1～2回）　69千円** ○交流学習等の実施時期から不安解消のための配置（R7.1～R7.3） 5,670円×4H×1校×3か月	2,371

議案４３－資料3

令和6年度12月補正予算　調整資料

教育部

要求事項	予算要求額 千円	財源内訳 国県支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円	要求内容	令和6年度当初予算額 千円
款項目：10-3-3 その他事業 **諏訪中学校校舎改築事業** （学校施設課）	▲ 268,703	▲ 45,648	▲ 186,000		▲ 37,055	**◎諏訪中学校校舎改築事業　▲268,703千円** 令和6年度の国交付金は、国の令和5年度第1次補正予算（本省繰越）で交付決定。7月に設備入札不調、8月建築の入札中止に伴い、補助不用を回避するため、国交付金は取り下げ済。 これに伴い、当初継続費にて予算計上していた年割額の変更および令和6年度予算を減額するもの。 交付金は、今後、令和6年度補正予算への事業前倒しを念頭に置き、発注時期等がより柔軟に取り扱えるよう検討中。	497,288

年度	当初（R6-8継続費）				変更後（R6-9継続費）			
	年割額	内訳			年割額	内訳		
		国費	起債	一財		国費	起債	一財
R6	489,351	111,696	306,900	70,755	220,648	66,048	125,400	29,200
R7	2,633,484	514,849	1,710,700	407,935	850,761	232,984	506,400	111,377
R8	231,485	74,800	139,800	16,885	1,950,005	378,462	1,283,900	287,643
R9					332,906	66,598	219,600	46,708
合計	3,354,320	701,345	2,157,400	495,575	3,354,320	744,092	2,135,300	474,928
						42,747	▲ 22,100	▲ 20,647

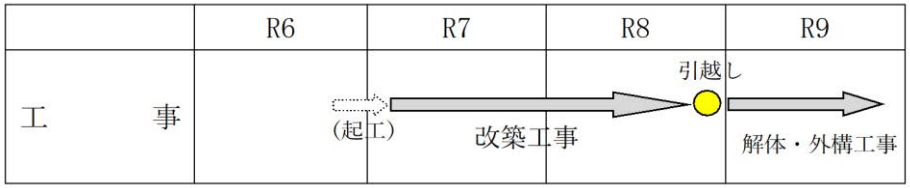

令和6年度12月補正予算　調整資料

市民文化部

要求事項	予算要求額 千円	財源内訳 国県支出金 千円	財源内訳 地方債 千円	財源内訳 その他 千円	財源内訳 一般財源 千円	要求内容	令和6年度当初予算額 千円
款項目：10-06-02 **生涯学習センター運営費** （生涯学習推進課）	【債務負担行為】（新規） ○事業名：えーるピア久留米指定管理料 ○期間：令和7年度 ○金額：152,629千円 【債務負担行為】（新規） ○事業名：野中生涯学習センター指定管理料 ○期間：令和7～11年度 ○金額：900,436千円⇒173,205千円					**◎生涯学習センター運営費** ○生涯学習センター等指定管理料 ZEB化改修工事に伴い、現指定管理期間を１年延長（R7）するため、えーるピア久留米の指定管理料の債務負担行為を新規設定するもの。これに伴い、令和６年度当初予算で設定していた債務負担行為を廃止し、野中生涯学習センターの指定管理料の債務負担行為（R7～R11）を新規設定するもの。	139,377

補正前

事項	期間	限度額（千円）
生涯学習センター等指定管理料	R7～R11	900,436

補正後①新規

事項	期間	限度額（千円）
えーるピア久留米指定管理料 （指定管理者：久留米市生きがい健康づくり財団）	R7	152,629

補正後②新規

事項	期間	限度額（千円）
野中生涯学習センター指定管理料 （指定管理者：久留米文化振興会）	R7～R11	173,205

補正後③廃止

事項	期間	限度額（千円）
生涯学習センター等指定管理料	R7～R11	900,436

議案４３－資料5

第４４号議案

久留米市奨学金条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について

上記の議案を提出する。

令和６年１１月２５日

教育長　井　上　謙　介

提案理由

久留米市奨学金条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

久留米市奨学金条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について

久留米市奨学金条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第　　号議案

久留米市奨学金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和　　年　　月　　日

久留米市長　原　口　新　五

提案理由

久留米市奨学金について、高等学校教育費の現状を踏まえ、入学時の費用の支援に重点化するため、条例の一部を改正しようとするものである。

久留米市奨学金条例の一部を改正する条例

久留米市奨学金条例（昭和４４年久留米市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第１条中「久留米市市制施行８０周年を記念して」を削り、「という。）」の次に「として入学一時金」を加え、「就学の途を開き、有用な」を「将来を担う」に改める。

第２条の見出しを「（奨学金の給付要件）」に改め、同条各号列記以外の部分中「できる者」の次に「（以下「奨学生」という。）」を加え、同条第１号中「維持する者が」の次に「教育委員会が別に定める日において」を加え、同条第２号中「在学（高等専門学校の場合は、第４学年以上の在学生を除く。）」を「入学」に改め、同条第４号を削る。

第３条を次のように改める。

（奨学金の額）

第３条　奨学金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1)　国立及び公立の高等学校等　３０，０００円以内で教育委員会が定める額

(2)　私立の高等学校等　４５，０００円以内で教育委員会が定める額

第４条を削る。

第５条の見出しを「（奨学金の不支給）」に改め、同条各号列記以外の部分中「停止し、又は廃止する」を「支給しない」に改め、同条第１号中「第２条」を「第２条各号」に、「資格」を「要件」に改め、同条第２号を削り、同条第３号を同条第２号とし、同条第４号中「その他委員会において奨学生として」を「前２号に掲げるもののほか、教育委員会が奨学金を給付することが」に改め、同号を同条第３号とし、同条を第４条とする。

第６条中「委員会」を「教育委員会」に改め、同条を第５条とする。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の久留米市奨学金条例（以下「旧条例」という。）第３条に規定する月奨学金（以下「月奨学金」という。）を受給している者（この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第２条に規定する奨学生の資格を有する者で、施行日以後に月奨学金の受給を希望するものを含む。）の月奨学金については、なお従前の例による。

久留米市奨学金条例（昭和４４年久留米市条例第５号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○久留米市奨学金条例 昭和４４年３月２６日 久留米市条例第５号	○久留米市奨学金条例 昭和４４年３月２６日 久留米市条例第５号
（目的） 第１条　この条例は、久留米市市制施行８０周年を記念して経済的理由により高等学校等の修学困難な者に対し奨学資金（以下「奨学金」という。）を給付し、就学の途を開き、有用な人材を育成することを目的とする。	（目的） 第１条　この条例は、経済的理由により高等学校等の修学困難な者に対し奨学資金（以下「奨学金」という。）**として入学一時金**を給付し、**将来を担う**人材を育成することを目的とする。
（奨学生の資格） 第２条　奨学金の給付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。 (1)　奨学金の給付を受けようとする者の生計を主として維持する者が久留米市内に住所を有する者 (2)　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する高等学校（専攻科及び別科を除く。）、中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。）、高等専門学校（専攻科を除く。）又は専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）に在学（高等専門学校の場合は、第４学年以上の在学生を除く。）し、学業意欲のある者 (3)　経済的理由により就学が困難な者	**（奨学金の給付要件）** 第２条　奨学金の給付を受けることができる者**（以下「奨学生」という。）**は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。 (1)　奨学金の給付を受けようとする者の生計を主として維持する者が**教育委員会が別に定める日において**久留米市内に住所を有する者 (2)　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する高等学校（専攻科及び別科を除く。）、中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。）、高等専門学校（専攻科を除く。）又は専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）に**入学し**、学業意欲のある者 (3)　経済的理由により就学が困難な者

(4)　他の奨学機関等から学資の支給（久留米市教育委員会（以下「委員会」という。）が特に認める支給を除く。）を受けていない者

（奨学金の種類及び額）

第３条　奨学金の種類は、入学一時金及び月奨学金とし、それらの額は、次に掲げるとおりとする。

学校種別	入学一時金	月奨学金
国立及び公立の高等学校等	２０，０００円以内において毎年度予算の範囲内で委員会が定める額	月額５，０００円以内（別に定める基準に該当する者については、月額７，０００円以内）において毎年度予算の範囲内で委員会が定める額
私立の高等学校等	３０，０００円以内において毎年度予算の範囲内で委員会が定める額	月額７，０００円以内において毎年度予算の範囲内で委員会が定める額

（給付期間）

第４条　月奨学金の給付期間は、給付を開始したときから当該奨学金の給付を受けている者（以下「奨学生」という。）が在学する学校の正規の修業年限（高等専門学校にあっては、第３学年までの修了年限）中必要な期間とする。

（奨学金の額）

第３条　奨学金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1)　国立及び公立の高等学校等　３０，０００円以内で教育委員会が定める額

(2)　私立の高等学校等　４５，０００円以内で教育委員会が定める額

（削除）

（奨学金の停止又は廃止） 第５条　奨学生が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、奨学金を停止し、又は廃止する。 ⑴　第２条に規定する資格を欠いたとき。 ⑵　休学又は傷病などのために卒業見込みがないとき。 ⑶　奨学金を受けることを辞退したとき。 ⑷　その他委員会において奨学生として不適当と認めたとき。 （委任） 第６条　この条例の施行について必要な事項は、委員会が別に定める。 附　則 （施行期日） １　この条例は、昭和４４年４月１日から施行する。 （平１６条例１０４・旧附則・一部改正） （城島町及び三潴町の編入に伴う経過措置） ２　城島町及び三潴町の編入の日前に、城島町奨学会給与規程（昭和５６年城島町規程第３号）又は三潴町奨学金給付規程（昭和４３年４月１日）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。 （平１６条例１０４・追加）	**（奨学金の不支給）** **第４条**　奨学生が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、奨学金を**支給しない。** ⑴　第２条**各号**に規定する**要件**を欠いたとき。 **⑵**　奨学金を受けることを辞退したとき。 **⑶　前２号に掲げるもののほか、教育委員会が奨学金を給付することが**不適当と認めたとき。 （委任） **第５条**　この条例の施行について必要な事項は、**教育委員会**が別に定める。 附　則 （施行期日） １　この条例は、昭和４４年４月１日から施行する。 （平１６条例１０４・旧附則・一部改正） （城島町及び三潴町の編入に伴う経過措置） ２　城島町及び三潴町の編入の日前に、城島町奨学会給与規程（昭和５６年城島町規程第３号）又は三潴町奨学金給付規程（昭和４３年４月１日）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。 （平１６条例１０４・追加）

附　則（昭和４７年１２月２３日条例第５３号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５１年３月３０日条例第１０号）

この条例は、昭和５１年４月１日から施行する。

附　則（昭和５２年４月１日条例第１１号）

この条例は、昭和５２年４月１日から施行する。

附　則（昭和５５年４月１日条例第１３号）

この条例は、昭和５５年４月１日から施行する。

附　則（昭和５６年３月３１日条例第１０号）

この条例は、昭和５６年４月１日から施行する。

附　則（昭和６３年３月３１日条例第１５号）

この条例は、昭和６３年４月１日から施行する。

附　則（平成２年３月２９日条例第１７号）

この条例は、平成２年４月１日から施行する。

附　則（平成５年３月３１日条例第９号）

この条例は、平成５年４月１日から施行する。

附　則（平成８年３月２９日条例第６号）

この条例は、平成８年４月１日から施行する。

附　則（平成１１年３月３１日条例第１１号）

この条例は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則（昭和４７年１２月２３日条例第５３号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５１年３月３０日条例第１０号）

この条例は、昭和５１年４月１日から施行する。

附　則（昭和５２年４月１日条例第１１号）

この条例は、昭和５２年４月１日から施行する。

附　則（昭和５５年４月１日条例第１３号）

この条例は、昭和５５年４月１日から施行する。

附　則（昭和５６年３月３１日条例第１０号）

この条例は、昭和５６年４月１日から施行する。

附　則（昭和６３年３月３１日条例第１５号）

この条例は、昭和６３年４月１日から施行する。

附　則（平成２年３月２９日条例第１７号）

この条例は、平成２年４月１日から施行する。

附　則（平成５年３月３１日条例第９号）

この条例は、平成５年４月１日から施行する。

附　則（平成８年３月２９日条例第６号）

この条例は、平成８年４月１日から施行する。

附　則（平成１１年３月３１日条例第１１号）

この条例は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則（平成１４年３月２９日条例第９号）

この条例は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則（平成１６年１２月２８日条例第１０４号）

この条例は、平成１７年２月５日から施行する。

附　則（平成１６年１２月２８日条例第１４０号）

この条例は、平成１７年２月５日から施行する。

附　則（平成１７年３月３１日条例第１０号）

この条例は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年３月２９日条例第１２号）

この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年３月２８日条例第１３号）

この条例は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年３月２９日条例第１０号）

この条例は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年９月２４日条例第４４号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前から引き続き改正前の久留米市奨学金条例の規定による奨学金の給付を受けている者又は受けることを希望している者に係る奨学金の額については、改正後の第３条の規定にかかわら

附　則（平成１４年３月２９日条例第９号）

この条例は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則（平成１６年１２月２８日条例第１０４号）

この条例は、平成１７年２月５日から施行する。

附　則（平成１６年１２月２８日条例第１４０号）

この条例は、平成１７年２月５日から施行する。

附　則（平成１７年３月３１日条例第１０号）

この条例は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年３月２９日条例第１２号）

この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年３月２８日条例第１３号）

この条例は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年３月２９日条例第１０号）

この条例は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年９月２４日条例第４４号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前から引き続き改正前の久留米市奨学金条例の規定による奨学金の給付を受けている者又は受けることを希望している者に係る奨学金の額については、改正後の第３条の規定にかかわら

ず、なお従前の例による。 （久留米市特別奨学金基金条例の廃止） ３　久留米市特別奨学金基金条例（平成１３年久留米市条例第２号）は、廃止する。 附　則（令和４年３月３０日条例第６号） この条例は、令和４年４月１日から施行する。	ず、なお従前の例による。 （久留米市特別奨学金基金条例の廃止） ３　久留米市特別奨学金基金条例（平成１３年久留米市条例第２号）は、廃止する。 附　則（令和４年３月３０日条例第６号） この条例は、令和４年４月１日から施行する。 **附　則** **（施行期日）** **１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。** **（経過措置）** **２　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の久留米市奨学金条例（以下「旧条例」という。）第３条に規定する月奨学金（以下「月奨学金」という。）を受給している者（この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第２条に規定する奨学生の資格を有する者で、施行日以後に月奨学金の受給を希望するものを含む。）の月奨学金については、なお従前の例による。**

久留米市奨学金条例の一部改正について

１　久留米市奨学金の目的

経済的理由により高等学校等の就学が困難な者に対し奨学資金を給付することを目的としています。

２　改正理由

高等学校教育費の現状を踏まえ、入学時の費用の支援に重点化するため

３　現行制度

<table>
<tr><td rowspan="2">奨学金の種類と額</td><td>公立</td><td>・入学一時金　20,000 円
・月奨学金　　5,000 円</td></tr>
<tr><td>私立</td><td>・入学一時金　30,000 円
・月奨学金　　7,000 円</td></tr>
<tr><td>資　格</td><td colspan="2">①奨学金の給付を受けようとする者の生計を主として維持する者が久留米市内に住所を有する者
②学校教育法に規定する高等学校等に在学し、学業意欲のある者
③経済的理由により就学が困難な者
④他の奨学機関等から学資の支給（市教育委員会が特に認める支給を除く）を受けていない者</td></tr>
<tr><td>定　員</td><td colspan="2">２１０名（各学年７０名）</td></tr>
</table>

４　取り巻く環境

（１）高校等の入学時に、保護者が一括して納める金額は、教科書や制服など多岐にわたり、公立でも高額となっています。

（２）小中学校の入学時は、経済的に厳しい世帯に就学援助で入学準備金が給付されますが、高校等の入学時はありません。

（３）国の授業料実質無償化制度や県の高校生等奨学給付金等は、在学中を含む支援であり、入学時の費用への支援として十分ではありません。

５　改正の考え方

国県の子育て給付制度の状況や市の財源状況も踏まえ、次のように見直します。

（１）保護者の負担が重く、基本的に一括して納付する必要があるにもかかわらず、公的支援のはざまにある入学一時金へ重点化します。

（２）入学一時金の額を現在の 1.5 倍に増額します。

（３）月奨学金に代えて入学一時金に重点化することで、久留米市奨学金の定員を２倍程度に増やします。

（４）入学一時金を給付する公的支援は乏しく、また、民間奨学金の入学支度金はわずかであり、金額的には入学時に必要な費用の一部であるため、他の奨学金との併給を認めるものとします。

（５）入学一時金の納付は、入学するための要件であるため、入学後の進路変更や休学、中途退学等があっても返納を求めないものとします。

６　改正後の制度

奨学金の種類と額	公立	・入学一時金　30,000 円
	私立	・入学一時金　45,000 円
資　格	①奨学金の給付を受けようとする者の生計を主として維持する者が教育委員会が別に定める日において久留米市内に住所を有する者 ②学校教育法に規定する高等学校等に入学し、学業意欲のある者 ③経済的理由により就学が困難な者	
定　員	４２０名（制度完成時）	

７　施行期日

令和７年４月１日

なお、施行日において、久留米市奨学金を受給している者については、修学年限の間現行制度に基づき給付します。

第４５号議案

久留米市中央学校給食共同調理場維持管理運営包括委託事業
業務委託契約締結に係る意見の申出について

上記の議案を提出する。

令和６年１１月２５日

教育長　井　上　謙　介

提案理由

久留米市中央学校給食共同調理場維持管理運営包括委託事業業務委託契約締結について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

久留米市中央学校給食共同調理場維持管理運営包括委託事業
業務委託契約締結に係る意見の申出について

久留米市中央学校給食共同調理場維持管理運営包括委託事業業務委託契約締結について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第　　号議案

久留米市中央学校給食共同調理場維持管理運営包括委託事業
業務委託契約締結について

上記の議案を提出する。

令和６年　月　日

久留米市長　原　口　新　五

提案理由

久留米市中央学校給食共同調理場維持管理運営包括委託事業実施のため、公募型プロポーザル方式により事業者を定めたので、その者と契約を締結しようとするものである。

久留米市中央学校給食共同調理場維持管理運営包括委託事業
業務委託契約締結について

久留米市中央学校給食共同調理場維持管理運営包括委託事業業務委託について、次のとおり契約を締結する。

１　事業の場所

久留米市中央学校給食共同調理場

２　事業の概要

(1)　開業準備・引継ぎ等業務

(2)　維持管理業務

ア　工事の内訳

（ア）　蒸気配管更新工事

（イ）　空調設備更新工事

（ウ）　給湯・給水ポンプ更新工事

（エ）　給湯チラー更新工事

（オ）　ボイラー設備更新工事

（カ）　厨房設備更新工事

（キ）　照明器具更新工事

イ　工事費相当額

４億７，３６８万２，０００円

(3)　運営業務

３　業務期間

契約締結日から令和１２年３月３１日まで

４　契約金額

１９億２，０１６万８，７１３円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額１億７，４５６万７９２円。なお、契約金額は、企業向けサービス価格指数及び建設物価建築費指数の変動、税制度の変更並びに給食提供数の変動を基に算定した増減額の範囲内で増減する。）

５　契約の相手方

久留米市宮ノ陣三丁目６番２６号

株式会社久留米学校給食サービス

代表取締役　舘　祥晃

教育委員会資料
令和６年１１月２５日
学校給食共同調理場

久留米市中央学校給食共同調理場維持管理運営包括委託事業業務委託契約締結について

１　趣旨

久留米市中央学校給食共同調理場維持管理運営包括委託事業の契約締結にあたり、契約内容中に「工事の請負」及び「財産の取得」に関する内容が含まれていることから、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により市議会の議決を求めるものです。

２　事業概要

(1)　事業概要

給食の調理や配送・回収などの調理場の運営業務、調理場の建物や建築設備、調理設備などの維持管理業務を包括的に委託するものです。

(2)　工事の請負及び財産の取得について

①　工事の請負

工事内容	予定価格
ボイラー設備・蒸気配管更新工事	２８１，１８２，０００円
空調設備更新工事	
給湯・給水ポンプ等更新工事	
照明器具（LED）更新工事	

②　財産の取得

取得財産	予定価格
連続フライヤー更新	１９２，５００，０００円
スチームコンベクションオーブン更新	
システム食器・トレー洗浄機更新	
蒸気回転窯更新	
その他、食器・食缶等更新	

３　契約期間

契約締結日から令和１２年３月３１日まで

４　契約金額

１９億２，０１６万８，７１３円（５年間総計）

５　契約の相手方

株式会社 久留米学校給食サービス（特別目的会社）

第４６号議案

久留米市体育施設（三潴・城島地域）の指定管理者の指定に係る意見の申出について

上記の議案を提出する。

令和６年１１月２５日

教育長　井　上　謙　介

提案理由

久留米市体育施設（三潴・城島地域）の管理を行わせる指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により市議会の議決を求めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

久留米市体育施設（三潴・城島地域）の指定管理者の指定に
係る意見の申出について

久留米市体育施設（三潴・城島地域）の指定管理者の指定について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第　　号議案

久留米市体育施設（三潴・城島地域）の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和６年　　月　　日

久留米市長　原　口　新　五

提案理由

久留米市体育施設（三潴・城島地域）の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により市議会の議決を求めるものである。

久留米市体育施設（三潴・城島地域）の指定管理者の指定について

久留米市体育施設（三潴・城島地域）の管理を行わせる指定管理者を次のとおり指定する。

１　指定管理者に管理を行わせる公の施設

(1)　久留米市みづま総合体育館

(2)　久留米市三潴農業者トレーニングセンター

(3)　久留米市三潴Ｂ＆Ｇ海洋センタープール

(4)　久留米市三潴Ｂ＆Ｇ海洋センター艇庫

(5)　久留米市三潴農村運動広場グラウンド

(6)　久留米市三潴農村運動広場テニスコート

(7)　久留米市三潴ゲートボール場

(8)　久留米市城島体育館

(9)　久留米市城島テニスコート

(10)　久留米市城島ゲートボール場

(11)　久留米市城島トレーニングセンター

(12)　久留米市城島ふれあい広場

２　指定管理者に指定する者

久留米市梅満町高海１６５０番地１１

九州ビルサービス・シンコースポーツグループ

代表者

久留米市梅満町高海１６５０番地１１

九州ビルサービス株式会社

構成員

福岡市博多区博多駅東二丁目９番２５号

シンコースポーツ九州株式会社

３　指定する期間

令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで

○地方自治法

（昭和二十二年四月十七日）

（法律第六十七号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二　略

２～５　略

６　普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

==========

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（昭和三十一年六月三十日）

（法律第百六十二号）

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条　地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

第４７号議案

久留米市生涯学習センター等の指定管理者の指定期間の延長に係る意見の申出について

上記の議案を提出する。

令和６年１１月２５日

教育長　井　上　謙　介

提案理由

久留米市生涯学習センター等の管理を行わせる指定管理者の指定期間を延長するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により市議会の議決を求めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

久留米市生涯学習センター等の指定管理者の指定期間の延長に係る意見の申出について

久留米市生涯学習センター等の指定管理者の指定期間の延長について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第　　号議案

久留米市生涯学習センター等の指定管理者の指定期間の延長について

上記の議案を提出する。

令和　年　　月　　日

久留米市長　原　口　新　五

提案理由

久留米市生涯学習センター等の管理を行わせる指定管理者の指定期間を延長するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により市議会の議決を求めるものである。

久留米市生涯学習センター等の指定管理者の指定期間の延長について

令和元年１２月１８日に議決を受けた久留米市生涯学習センター等の管理を行わせる指定管理者の指定期間を次のとおり延長する。

現行の指定期間

令和２年４月１日から令和７年３月３１日まで

延長後の指定期間

令和２年４月１日から令和８年３月３１日まで

第４８号議案

久留米市野中生涯学習センターの指定管理者の指定に係る意見の申出について

上記の議案を提出する。

令和６年１１月２５日

教育長　井　上　謙　介

提案理由

久留米市野中生涯学習センターの管理を行わせる指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により市議会の議決を求めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

久留米市野中生涯学習センターの指定管理者の指定に係る意見の申出について

久留米市野中生涯学習センターの指定管理者の指定について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第　　号議案

久留米市野中生涯学習センターの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和６年　　月　　日

久留米市長　原　口　新　五

提案理由

久留米市野中生涯学習センターの管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により市議会の議決を求めるものである。

久留米市野中生涯学習センターの指定管理者の指定について

久留米市野中生涯学習センターの管理を行わせる指定管理者を次のとおり指定する。

１　指定管理者に管理を行わせる公の施設

久留米市野中生涯学習センター

２　指定管理者に指定する者

久留米市野中町１０１５番地

公益財団法人久留米文化振興会

３　指定する期間

令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで

○地方自治法

（昭和二十二年四月十七日）

（法律第六十七号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二　略

２～５　略

６　普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

==========

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（昭和三十一年六月三十日）

（法律第百六十二号）

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条　地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

第４９号議案

久留米市社会教育委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和６年１１月２５日

教育長　井　上　謙　介

提案理由

久留米市社会教育委員の任期満了に伴い、後任の委員を委嘱しようとするものである。

久留米市社会教育委員の委嘱について

久留米市社会教育委員条例（昭和３６年久留米市条例第１１号）第３条の規定により、下記の者を久留米市社会教育委員に委嘱する。

記

区　　分	氏　　名	所　　属	任　　期
学校教育関係者	吉田（よしだ）　寿代（ひさよ）	久留米市小学校長会	令和 6 年 12 月 1 日から令和 8 年 11 月 30 日まで
社会教育関係者	田中（たなか）　幹雄（みきお）	久留米市校区まちづくり連絡協議会	
	大久保（おおくぼ）　康博（やすひろ）	久留米市子ども会連合会	
	永松（ながまつ）　千枝（ちえ）	久留米市女性の会婦人会連絡協議会	
	左村（さむら）　継美（つぐみ）	久留米市小･中学校 PTA 連合協議会	
	野田（のだ）　秀樹（ひでき）	久留米市スポーツ協会	
学識経験者	長野（ながの）　哲（さとし）	久留米市議会議員	
	江村（えむら）　理奈（りな）	久留米大学	
	成田（なりた）　聖（さとし）	久留米工業大学	

久留米市社会教育委員新旧対照表

区　分	旧名簿		新名簿（R6.12.1～）	
	氏　名	所　属	氏　名	所　属
学校教育関係者	吉田（よしだ）　寿代（ひさよ）	久留米市小学校長会	吉田（よしだ）　寿代（ひさよ）	久留米市小学校長会
社会教育関係者	田中（たなか）　幹雄（みきお）	久留米市校区まちづくり連絡協議会	田中（たなか）　幹雄（みきお）	久留米市校区まちづくり連絡協議会
	髙宮（たかみや）　隆二（りゅうじ）	久留米市子ども会連合会	大久保（おおくぼ）　康博（やすひろ）	久留米市子ども会連合会
	永松（ながまつ）　千枝（ちえ）	久留米市女性の会婦人会連絡協議会	永松（ながまつ）　千枝（ちえ）	久留米市女性の会婦人会連絡協議会
	左村（さむら）　継美（つぐみ）	久留米市小・中学校PTA連絡協議会	左村（さむら）　継美（つぐみ）	久留米市小・中学校PTA連絡協議会
	野田（のだ）　秀樹（ひでき）	久留米市スポーツ協会	野田（のだ）　秀樹（ひでき）	久留米市スポーツ協会
家庭教育関係者	稲益（いなます）　英子（ひでこ）	久留米市民生委員児童委員協議会	◎稲益（いなます）　英子（ひでこ）	久留米市民生委員児童委員協議会
学識経験者	長野（ながの）　哲（さとし）	久留米市議会議員	長野（ながの）　哲（さとし）	久留米市議会議員
	江村（えむら）　理奈（りな）	久留米大学	江村（えむら）　理奈（りな）	久留米大学
	成田（なりた）　聖（さとし）	久留米工業大学	成田（なりた）　聖（さとし）	久留米工業大学

◎久留米市民生委員児童委員協議会所属の委員については、

任期が令和５年２月１日～令和７年１月31日である。

第５０号議案

久留米市立小中学校通学区域審議会委員の任命又は委嘱について

上記の議案を提出する。

令和６年１１月２５日

教育長　井　上　謙　介

提案理由

久留米市立小中学校通学区域審議会委員の任期が令和６年１１月３０日をもって満了するので、その後任の委員を任命し、又は委嘱しようとするものである。

久留米市立小中学校通学区域審議会委員の任命又は委嘱について

久留米市立小中学校通学区域審議会規則(昭和４０年久留米市教育委員会規則第６号)第４条の規定により、下記の者を久留米市立小中学校通学区域審議会委員に任命し、又は委嘱する。

記

区　　分	氏　　名	所　　属	任　　期
知識経験者	やました　ひさし 山下　尚	久留米市議会	
〃	やまさき　けぶん 山﨑　ケブン	〃	
〃	たずみ　かずや 田住　和也	〃	
〃	ながの　さとし 長野　哲	〃	
〃	あきなが　みねこ 秋永　峰子	〃	令和6年12月1日
〃	なわさき　じゅんこ 縄崎　順子	久留米男女平等推進ネットワーク	から
〃	しみず　けいすけ 清水　啓介	久留米市校区まちづくり連絡協議会	令和8年11月30日
市立小中学校の父母教師会の役員	ばば　かずのり 馬場　量経	久留米市立金島小学校父母教師会	まで
〃	ないとう　のぶやす 内藤　伸泰	久留米市立良山中学校父母教師会	
市立小中学校の校長	こが　かおり 古賀　佳緒里	久留米市立京町小学校	
〃	たけした　ひでか 武下　秀華	久留米市立高良内小学校	
〃	あらき　おさむ 荒木　修	久留米市立荒木中学校	
市立小中学校の教職員	ひぐち　ゆか 樋口　由香	久留米市立金丸小学校	
市の職員	はた　みき 秦　美樹	協働推進部	
〃	とよふく　ゆきこ 豊福　由紀子	子ども未来部	

久留米市立小中学校通学区域審議会委員新旧対照表

区　分	旧　名　簿		新　名　簿	
	氏　名	所　属	氏　名	所　属
知識経験者	やました　ひさし 山下　尚	久留米市議会	やました　ひさし 山下　尚	久留米市議会
〃	やまさき　けぶん 山崎　ケブン	〃	やまさき　けぶん 山崎　ケブン	〃
〃	たずみ　かずや 田住　和也	〃	たずみ　かずや 田住　和也	〃
〃	ながの　さとし 長野　哲	〃	ながの　さとし 長野　哲	〃
〃	あきなが　みねこ 秋永　峰子	〃	あきなが　みねこ 秋永　峰子	〃
〃	なわさき　じゅんこ 縄崎　順子	久留米男女平等推進ネットワーク	なわさき　じゅんこ 縄崎　順子	久留米男女平等推進ネットワーク
〃	しみず　けいすけ 清水　啓介	久留米市校区まちづくり連絡協議会	しみず　けいすけ 清水　啓介	久留米市校区まちづくり連絡協議会
市立小中学校の父母教師会の役員	ばば　かずのり 馬場　量経	久留米市立金島小学校父母教師会	ばば　かずのり 馬場　量経	久留米市立金島小学校父母教師会
〃	ないとう　のぶやす 内藤　伸泰	久留米市立良山中学校父母教師会	ないとう　のぶやす 内藤　伸泰	久留米市立良山中学校父母教師会
市立小中学校の校長	こが　かおり 古賀　佳緒里	久留米市立京町小学校	こが　かおり 古賀　佳緒里	久留米市立京町小学校
〃	たけした　ひでか 武下　秀華	久留米市立高良内小学校	たけした　ひでか 武下　秀華	久留米市立高良内小学校
〃	あらき　おさむ 荒木　修	久留米市立荒木中学校	あらき　おさむ 荒木　修	久留米市立荒木中学校
市立小中学校の教職員	ひぐち　ゆか 樋口　由香	久留米市立金丸小学校	ひぐち　ゆか 樋口　由香	久留米市立金丸小学校
市の職員	はた　みき 秦　美樹	協働推進部	はた　みき 秦　美樹	協働推進部
〃	とよふく　ゆきこ 豊福　由起子	子ども未来部	とよふく　ゆきこ 豊福　由起子	子ども未来部
	１５人／委員数		１５人／委員数	

［委員任期］

令和６年１２月１日から令和８年１１月３０日（２年間）

○久留米市立小中学校通学区域審議会規則

昭和 40 年 10 月 21 日
久留米市教育委員会規則第 6 号

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

（組織）

第 3 条　審議会は、委員 15 人以内をもつて組織する。

2　前項の規定にかかわらず、特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を任命し、又は委嘱することができる。この場合において、その数は特定の事項別に 2 人以内とする。

（平 8 教規則 5・一部改正）

（委員）

第 4 条　審議会の委員は、次に掲げるものについて教育委員会が任命又は委嘱する。

(1)　知識経験者

(2)　市立小中学校の父母教師会の役員

(3)　市立小中学校の校長

(4)　市立小中学校の教職員

(5)　市の職員

(6)　その他教育委員会が必要と認めるもの

（平 8 教規則 5・平 9 教規則 4・平 25 教規則 19・一部改正）

（委員の任期）

第 5 条　前条第 1 項の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　第 3 条第 2 項の臨時委員の任期は、2 年を超えない範囲内で当該特定の事項を調査審議するため教育委員会が必要と認めた期間とする。ただし、当該規定の事項に関する調査審議が終了しない場合には、同様の取扱いにより再任または委嘱の更新を行うことができるものとする。

4　前項の任期にかかわらず、当該特定の事項の調査審議が終了した場合には、臨時委員はその任を解かれたものとみなす。

（平 8 教規則 5・一部改正）

第５１号議案

久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和６年１１月２５日

教育長　井　上　謙　介

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項の規定に基づく教育長に対する事務の委任において、なお、教育長に委任することができない事務を整理し、及び条文中の用語の整理を行うため、規則を改正しようとするものである。

久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和３９年久留米市教育委員会規則第１２号）の一部を次のように改正する。

第２条第５号中「並びに市立小中特別支援学校の主任等の任免」を削り、同条第７号を削り、同条第８号を同条第７号とし、同条第９号中「委員会に関する規定」を「教育委員会規則その他教育委員会の定める規程」に改め、同号を同条第８号とし、同条中第１０号を第９号とし、第１１号から第１７号までを１号ずつ繰り上げる。

第３条第２項中「承認」を「、承認」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和３９年久留米市教育委員会規則第１２号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則 昭和３９年１２月１５日 久留米市教育委員会規則第１２号	○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則 昭和３９年１２月１５日 久留米市教育委員会規則第１２号
第１条　略	第１条　略
（委任） 第２条　委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 (1)　学校教育又は社会教育の基本方針を定めること。 (2)　学校その他の教育機関の設置、廃止及び移管を決定すること。 (3)　重要な教育財産の取得及び処分に係る計画を決定すること。 (4)　教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免、転補等を行うこと。 **(5)　県費負担教職員の定期異動並びに市立小中特別支援学校の校長及び教頭の任免、転補等の人事の内申並びに市立小中特別支援学校の主任等の任免を行うこと。** (6)　事務局職員及び学校その他の教育機関の職員の懲戒に関すること。 **(7)　県費負担教職員の賞罰、整理及び服務の監督に関する一般方針を定めること。** (8)　重要な工事の計画を決定すること。 **(9)　委員会に関する規定の制定又は改廃を行うこと。**	（委任） 第２条　委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 (1)　学校教育又は社会教育の基本方針を定めること。 (2)　学校その他の教育機関の設置、廃止及び移管を決定すること。 (3)　重要な教育財産の取得及び処分に係る計画を決定すること。 (4)　教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免、転補等を行うこと。 **(5)　県費負担教職員の定期異動並びに市立小中特別支援学校の校長及び教頭の任免、転補等の人事の内申を行うこと。** (6)　事務局職員及び学校その他の教育機関の職員の懲戒に関すること。 **削除** (7)　重要な工事の計画を決定すること。 **(8)　教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃を行うこと。**

(10)　議会の議決を経るべき委員会関係の議案について市長の求めに応じ、意見の申出をすること。 (11)　附属機関の委員を委嘱すること。 (12)　教育職員の研修の基本方針を定めること。 (13)　小学校及び中学校の通学区域の設定及び変更を決定すること。 (14)　教科用図書を採択すること。 (15)　学校の給食及び保健計画の基本方針を定めること。 (16)　教育に関する事務の管理、執行の状況の点検及び評価並びにそれぞれの議会への報告及び公表に関すること。 (17)　訴訟及び不服申立てに関すること。	(9)　議会の議決を経るべき委員会関係の議案について市長の求めに応じ、意見の申出をすること。 (10)　附属機関の委員を委嘱すること。 (11)　教育職員の研修の基本方針を定めること。 (12)　小学校及び中学校の通学区域の設定及び変更を決定すること。 (13)　教科用図書を採択すること。 (14)　学校の給食及び保健計画の基本方針を定めること。 (15)　教育に関する事務の管理、執行の状況の点検及び評価並びにそれぞれの議会への報告及び公表に関すること。 (16)　訴訟及び不服申立てに関すること。
（臨時代理） 第3条　略 2　前項の規定により臨時に代理したときは、委員会にこれを報告し承認を受けなければならない。 第４条及び第５条　略	（臨時代理） 第3条　略 2　前項の規定により臨時に代理したときは、委員会にこれを**報告し、承認**を受けなければならない。 第４条及び第５条　略
附　則 この規則は、公布の日から施行する。	附　則 この規則は、公布の日から施行する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）

（事務の委任等）

第二十五条　教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一　教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

二　教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三　教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

四　教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

五　次条の規定による点検及び評価に関すること。

六　第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

３　教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

４　教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

第５２号議案

令和７年度久留米市立高等学校教職員人事異動方針について

上記の議案を提出する。

令和６年１１月２５日

教育長　井　上　謙　介

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２１条第３号の規定により、令和７年度久留米市立高等学校教職員人事異動方針を定めようとするものである。

令和７年度

人 事 異 動 方 針

－久留米市立高等学校教職員－

久留米市教育委員会

議案５２－２

令和７年度人事異動方針

－久留米市立高等学校教職員－

久留米市立高等学校教職員の人事異動については、生徒数の減少や変化の激しい時代の中で、歴史と伝統に培われた両校の優れた教育活動をさらに充実、発展させ、生徒の希望する進路の実現を図るとともに、「久留米市教育振興プラン」に基づき、市立高校としての存在感あふれる特色ある学校づくりを推進するため、次の方針によって行う。

１　適材適所を旨とし、職員構成の適正化と充実を図る。

２　学校の活性化や特色ある学校づくりに対応するため、長期的展望の下に人材の適正な配置に努める。

３　教職員の能力開発と意識改革を図るため、県立学校との人事交流を積極的に推進する。

４　管理職の任用に当たっては、長期的視野に立って、人格高潔で有能な人材の確保に努める。その際、年齢、性別にとらわれず、管理職として学校の活性化に能力を発揮できる人材の登用を積極的に図る。

５　新規採用教職員の配置に当たっては、その育成を考慮して行う。

令和７年度人事異動取扱要綱

－ 久留米市立高等学校教職員 －

久留米市立高等学校教職員の人事異動方針に基づき、人事異動取扱要綱を次のように定める。

１　異動等について

(1) 教職員の意欲と能力の活用

ア　教職員の年齢構成の適正化や教科運営の効率化等を考慮した適材適所の配置を進める。

イ　教職員の意欲に応え、その能力を活用できる組織環境の充実を図る。

ウ　教職員の資質、能力の向上及び業務の継続性、発展性等を考慮して計画的かつ適切に対応する。

(2) 人事異動対象者の条件

同一校１０年以上の勤続者は、原則として異動対象者として取り扱う。

なお、同一校の勤務が１０年未満であっても、人事異動の対象となることがある。

(3) 地方自治法による三井中央高等学校への派遣

三井中央高等学校の学校運営が円滑に行えるよう、地方自治法第２５２条の１７の規定に基づき、校務分掌や教科等を考慮したうえで必要とする人材を派遣する。

(4) 教職員の能力開発と意識改革の推進

ア　市立高校間の人事異動及び県立高校との長期派遣研修の充実を図り、職務経験機会の拡大に努める。

イ　同一校における長期勤続者の人事異動等の促進に努めるとともに、積極的異動希望者の発掘とその異動等の実現を図る。

２　昇任・降任及び採用について

(1) 校長・教頭の任用について

ア　管理職は人格高潔であって、教育的識見に長じ、統率力、先見性に優れ、学校の管理・運営に対する積極的な熱意と十分な力量がある者について選考する。その際、年齢、性別にとらわれず、管理職として学校の活性化に能力を発揮できる人材の登用を積極的に図る。

イ　管理職の降任を希望する者については、本人の希望を尊重する。

(2) 主幹教諭･指導教諭の任用について

ア　配置による学校の活性化、校務の効率化を図る観点から、年齢、性別にとらわれず、適切な人材の任用を図る。

イ　主幹教諭の降任を希望する者については、本人の希望を尊重する。

(3) 新規採用教職員の任用について

教職員は、学校の活性化、特色化の課題に対応し得るように、教職員構成等を考慮し、原則として、令和７年度久留米市立高等学校教員採用候補者名簿に登載された者から採用する。配置に当たっては、その育成に配慮する。

(4) 再任用職員の任用について

教職員の再任用（更新を含む。）については、選考によるものとし、校長からの意見を聴き教育委員会で決定する。なお、配置に当たっては、必ずしも退職時勤務校に任用されるとは限らない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の職務権限）

第二十一条　教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一　教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。

二　教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。

三　教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

四　学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。

（五～十九　省略）

（事務の委任等）

第二十五条　教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一　教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

二　教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三　教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

四　教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

五　次条の規定による点検及び評価に関すること。

六　第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

（３～４　省略）

○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則（抜粋）

（委任）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(1)　学校教育又は社会教育の基本方針を定めること。

(2)　学校その他の教育機関の設置、廃止及び移管を決定すること。

(3)　重要な教育財産の取得及び処分に係る計画を決定すること。

(4)　教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免、転補等を行うこと。

(5)　県費負担教職員の定期異動並びに市立小中特別支援学校の校長及び教頭の任免、転補等の人事の内申並びに市立小中特別支援学校の主任等の任免を行うこと。

（次号以下　略）

（臨時代理）

第３条　教育長は、緊急やむを得ないときは前条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。

２　前項の規定により臨時に代理したときは、委員会にこれを報告し承認をうけなければならない。

第５３号議案

大橋小学校・善導寺小学校統合基本計画の決定及び久留米市立小学校の廃止について

上記の議案を提出する。

令和６年１１月２５日

教育長　井　上　謙　介

提案理由

大橋小学校と善導寺小学校を統合するため、統合の組み合わせ、統合までの手順､統合の実施時期等の基本的な事項について定めるとともに、屏水エリアにおける新しい学校教育の取組について掲げた、大橋小学校・善導寺小学校統合基本計画を決定し、本計画の対象校である、久留米市立大橋小学校を廃止するものである。

久留米市立小学校の統合について

１　趣旨

市教育委員会では、令和７年度より大橋小学校で複式学級が編制される見込みであること等から、子どもたちによりよい教育環境を実現するため、大橋小学校と善導寺小学校の統合に向けた取組を進めてきました。

具体的には、市議会・教育委員会議の審議等を踏まえながら、説明会など様々な形で保護者や地域の皆様等への説明及び質問や意見に対応する機会を重ねてきました。その結果、大橋小・善導寺小ＰＴＡ及びコミュニティ組織との間で、大橋小学校・善導寺小学校統合基本計画案及び統合準備協議会の設置等について確認したところです。

２　議案の概要

第５３号議案　大橋小学校・善導寺小学校統合基本計画の決定及び久留米市立大橋小学校の廃止について

大橋小学校と善導寺小学校を統合するため、統合の組み合わせ、統合までの手順、統合の実施時期等の基本的な事項について定め、屏水エリアにおける新しい学校教育の取組について掲げた大橋小学校・善導寺小学校統合基本計画を決定し、市立大橋小学校を廃止するものです。

第５４号議案　久留米市立小学校設置条例の一部を改正する条例に係る意見の申し出について

大橋小学校・善導寺小学校統合基本計画の決定を踏まえ、大橋小学校と善導寺小学校を統合するため、久留米市立小学校設置条例の一部を改正する条例を市議会に提案するにあたり、市長から意見を求められたものです。

３　保護者・地域等の協議調整の状況

別紙のとおり

４　大橋小学校・善導寺小学校の概要［参考］

学 校 名	大橋小	善導寺小
創 立 年	常持小学校（明９）	逐生小学校（明６） 木塚小学校（明７） 高畑小学校（明７）
児 童 数	61 人	467 人
卒業者数	4,605 人	7,042 人
所 在 地	久留米市大橋町合楽 1081 番地	久留米市善道寺町与田 450 番地
敷地面積	9,590 ㎡	16,803 ㎡

＊ 児童数 R6.5.1 現在

大橋小学校と善導寺小学校の統合に向けた主な取組について

別紙２

	４月	５～７月	８～９月	１０～１１月	１２月以降
市議会	**所管事務調査①** ➢ 今後の小学校統合の検討対象校と検討対象エリア	**所管事務調査②③④⑤** ➢ 小学校統合の基本的な考え方・優先順位と組み合わせ・進め方と説明会の開催	**所管事務調査⑥⑦** ➢ 児童数学級数の将来推計及び学校施設の状況・統合基本計画の骨子案等	**所管事務調査⑧** ➢ 大橋小学校・善導寺小学校統合基本計画【案】	
大橋小保護者（ＰＴＡ）	**保護者　ＰＴＡ役員** **保護者　ＰＴＡ総会** ➢ 大橋小の児童数の見込、７年度に複式学級の可能性があること等を説明	**保護者　ＰＴＡ役員** **保護者 全体説明会** R6.6.12（水） ➢ 小規模化への対応説明 **保護者 個別相談会** R6.7.22（月）～ 23（火） 	**保護者　ＰＴＡ役員** **保護者 全体説明会** R6.9.4（水） ➢ 小規模化への対応説明	**保護者アンケート** R6.10.8（火）～17（木） ➢ ＰＴＡより全保護者にアンケート実施 **保護者　ＰＴＡ役員** **保護者 全体説明会** R6.10.23（水） ➢ 統合基本計画案等を説明 ➢ 説明会及びアンケートの結果等を踏まえ**統合を進めること**を確認	**今後の流れ** ・小学校設置条例の改正議案の提案 ・補正予算要求 （１２月） ↓ 統合準備協議会委員の委嘱 ↓ 統合準備協議会の開催
大橋校区	**校区　役員** ➢ 大橋小の児童数の見込、７年度に複式学級の可能性があること等を説明	**校区　役員** ➢ 小規模化への対応説明 	**校区全体　説明会** R6.9.01（日）、9.07（土）、R6.9.13（金） ➢ 小規模化への対応説明 	**校区　役員** **校区全体　説明会** R6.10.29（火）、11.04（祝） ➢ 統合基本計画案等を説明 **校区　役員会** R6.11.15（金） ➢ **統合を進めること**を確認 統合準備協議会の委員を を選出	
善導寺小保護者（ＰＴＡ）・善導寺校区		**保護者　ＰＴＡ役員** **校区　役員** ➢ 小規模化への対応説明 	**保護者　ＰＴＡ役員** **校区　役員** ➢ 小規模化への対応説明 **校区全体　説明会** R6.9.14（土）、9.17（火） ➢ 小規模化への対応説明 	**保護者　ＰＴＡ役員** **校区　役員** ➢ 統合基本計画案等を説明 **校区全体　説明会** R6.11.10（日）、11.12（火） ➢ 統合基本計画案等を説明 **保護者　ＰＴＡ役員** **校区　役員会** R6.11.12（火）、11.13（水） ➢ **統合を進めること**を確認 統合準備協議会の委員を 選出	**【参考】** **地域振興・跡地活用の検討** ➢ 地域の窓口 地域コミュニティ課 ➢ 跡地の利活用 財産管理課 ➢ 地域課題の総合調整 総合政策課 ➢ 関係部局による小学校統合調整会議で協議調整

第５４号議案

久留米市立小学校設置条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について

上記の議案を提出する。

令和６年１１月２５日

教育長　井　上　謙　介

提案理由

久留米市立小学校設置条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

久留米市立小学校設置条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について

久留米市立小学校設置条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第　　号議案

久留米市立小学校設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和６年　月　日

久留米市長　原　口　新　五

提案理由

久留米市立大橋小学校を久留米市立善導寺小学校に統合することに伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

久留米市立小学校設置条例の一部を改正する条例

久留米市立小学校設置条例（昭和３９年久留米市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第２条の表中

「

〃	善導寺小学校	〃	善導寺町与田４５０番地
〃	大橋小学校	〃	大橋町合楽１０８１番地

」

を

「

〃	善導寺小学校	〃	善導寺町与田４５０番地

」

に改める。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

久留米市立小学校設置条例（昭和３９年久留米市条例第１３号）新旧対照表

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正後（案）</th></tr>
<tr><td>
（設置）
第１条　略
（名称及び位置）
第２条　本市の区域内の小学校の名称及び位置は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>〃　善導寺小学校</td><td>〃　善導寺町与田４５０番地</td></tr>
<tr><td>〃　大橋小学校</td><td>〃　大橋町合楽１０８１番地</td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
</table>
附　則　略
附　則（令和５年１０月４日条例第３１号）
この条例は、令和７年４月１日から施行する。
</td><td>
（設置）
第１条　略
（名称及び位置）
第２条　本市の区域内の小学校の名称及び位置は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>〃　善導寺小学校</td><td>〃　善導寺町与田４５０番地</td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
</table>
附　則　略
附　則（令和５年１０月４日条例第３１号）
この条例は、令和７年４月１日から施行する。
附　則
この条例は、令和８年４月１日から施行する。
</td></tr>
</table>

教育委員会後援事業等に関する報告

R6.10.17からR6.11.12受付分まで
※区分の★は新規に申請があったもの

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	令和6年11月15日（金）8:45～15:50	令和6年度福岡教育大学久留米中学校研究発表会	国立大学法人福岡教育大学	福岡教育大学附属久留米中学校	後援	学校教育課
2	令和6年12月14日（土）10:00～16:00	第9回サイエンスモールinくるめ	高等教育コンソーシアム久留米	福岡県青少年科学館	後援	学校教育課
3	審査:令和6年11月26日（火）12:00～17:00 展示:令和7年1月22日（水）～28日（火）	福岡県小学校児童画展 （久留米市審査、筑後地区児童画展）	久留米市小学校図画工作教育研究会	審査：北野小学校（東部）、上津小・南薫小（中部）、みづま体育館（南部） 展示：久留米市美術館	後援	学校教育課
4	令和6年11月21日（木）14:00～17:00	令和6年度筑後地区小学校家庭科教育研究大会	久留米市小学校教育研究会家庭科部会	久留米市立柴刈小学校	後援★	学校教育課
5	令和6年12月11日（水）10:40～12:15	パペットシアターPROJECT	特定非営利活動法人 舞台アート工房・劇列車	久留米市立金丸小学校 多目的ホール	後援★	学校教育課
6	令和7年1月31日（木） 12:45～16:55 令和7年2月1日（土）8:45～12:50	令和６年度福岡教育大学附属久留米小学校研究発表会	国立大学法人福岡教育大学	福岡教育大学附属久留米小学校	後援	学校教育課
7	令和6年12月上旬～令和7年11月末	第17回こども絵画コンクール	福岡県遊技業協同組合 （青年部会）	特設WEBサイトにて公開	後援	学校教育課
8	令和6年11月11日（金）14:00～17:00	筑同研「健康」保障学習会	筑後地区人権・同和教育研究協議会	宮ノ陣クリーンセンター 環境交流プラザ大会議室	後援	学校教育課
9	令和6年11月10日（日）11:00～17:30	ほとめきFUKUOKAくるめ大会プレイベント～未来共創記念事業～	福岡県商工会議所青年部連合会全国大会実行委員会	久留米シティプラザ ザ・グランドホール 六角堂広場	後援★	学校教育課
10	令和7年1月18日（土）13:50～16:25	令和6年度福岡県市町村立学校等女性管理職会北筑後地区研修会並びに女性教員研修会	北筑後女性管理職の会	久留米市教育センター	後援	学校教育課
11	令和6年11月20日（水）13:00～17:00	北筑後地区公立中学校教頭会研修会	北筑後地区公立中学校教頭会	ハイネスホテル久留米	後援★	学校教育課
12	令和7年2月2日（日）10:00～15:00	第37回青少年ミュージックフェスティバル	浮羽ライオンズクラブ	うきは市文化会館 （白壁ホール）	後援★	学校教育課
13	令和6年11月 2日（土）10:00～11:00 令和6年11月 3日（日）10:00～11:00 令和6年11月 6日（水）10:00～11:00 令和6年11月 8日（金）10:00～11:00 令和6年11月 9日（土）10:00～11:00 令和6年11月10日（日）10:00～11:00	家族の未来に寄り添うお金の授業	家族の未来に寄り添う会	オンライン（Zoom）	後援★	生涯学習推進課
14	令和6年12月15日（日）13:30～16:00	先輩、教えてください。仕事の見つけ方！～就労への道すじ～ 久留米市障害者問題啓発事業 地域障害者就労支援セミナー	特定非営利活動法人 SNetくるめ	久留米シティプラザ 5階 大会議室	後援	生涯学習推進課
15	①令和6年12月 7日（土）　13:30～15:00 ②令和6年12月 8日（日）　10:00～11:30 ③令和6年12月 9日（月）　10:00～11:30 ④令和6年12月11日（水）　10:00～11:30 ⑤令和6年12月11日（水）　20:00～21:30 ⑥令和6年12月13日（金）　10:00～11:30 ⑦令和6年12月13日（金）　20:00～21:30 ⑧令和6年12月14日（土）　13:30～15:00 ⑨令和6年12月15日（日）　10:00～11:30 ※全9回	『お金の知識で家族を守る！子どもの夢を支える親のマネー講座』	一般社団法人ファイナンシャルエデュケーション	オンライン開催（ZOOM・ウェビナー） ※感染症対策と参加者のプライバシー保護を目的としているため	後援	生涯学習推進課
16	令和6年11月24日（日）10:00～15:30	2024オレンジリボンフェスタ　in KURUME	特定非営利活動法人 にじいろCAP	久留米シティプラザ 六角堂広場、展示室	後援★	生涯学習推進課

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
17	令和6年11月23日（土）13:30～15:30	おみせやさんごっこ～はたらくってなーに？～	福岡キッズマネースクールさつき校	城島げんきかん	後援	生涯学習推進課
18	令和7年1月26日（日）15:00～17:00	声優朗読劇フォアレーゼン～リチャード三世～	公益財団法人久留米文化振興会	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
19	令和6年12月21日（土）10:10～17:20	ワークショップコレクション ゲームプログラミング・おしごと編	みらいの学びフェスティバル製作委員会	久留米地域職業訓練センター （久留米市東合川5丁目9-10）	後援	生涯学習推進課
20	①事前研修：令和6年11月24日（日） 9:00～12:00 本研修：令和6年12月14日（土）～15日（日） 1泊2日 ②事前研修：令和6年12月22日（日） 9:00～12:00 本研修：令和7年1月4日（土）～6日（月） 2泊3日 ③事前研修：令和7年2月9日（日） 9:00～12:00 本研修：令和7年2月22日（土）～ 24日（月） 2泊3日	ウィンターイングリッシュキャンプ	こども冒険企画	事前研修：Zoom（オンライン） ①佐賀県黒髪少年自然の家 ②佐賀県北山少年自然の家 ③佐賀県北山少年自然の家	後援	生涯学習推進課
21	令和6年12月14日（土）～25日（水）10:00～17:00 ※イルミネーション実施日は17:00～20:00まで	石橋文化センター　ミュージアムクリスマス2024	公益財団法人久留米文化振興会	石橋文化センター園内（久留米市野中町1015）	後援	生涯学習推進課
22	令和6年11月2日（土）、3日（日）、4日（月）、9日（土）、10日（日）、23日（土） 令和6年12月7日（土）、8日（日）、14日（土）、15日（日）、28日（土）	ハレルーヤ自由研究	NPO法人　くるぶら	御井コミュニティセンター、 筑後市北部交流センター、 鳥栖市若葉まちづくり推進センター、 みやき町こすもす館、 大原校区コミュニティセンター、 御原校区コミュニティセンター、 善導寺コミュニティセンター	後援	生涯学習推進課
23	令和7年2月23日（日）8:30～18:00	第12回三潴旗争奪剣道大会	三潴地域剣道連盟	みづま総合体育館	後援	体育スポーツ課
24	令和6年11月11日（月）～14日（木） 9:00～17:00	第40回西日本学生軟式野球選抜大会	全日本学生軟式野球連盟	久留米市野球場、 鳥栖市民球場	後援	体育スポーツ課
25	令和7年2月24日（月）14:00～16:00	九州プロレス久留米大会「久留米元気祭」	NPO法人九州プロレス	久留米アリーナ メインアリーナ	後援	体育スポーツ課

教育委員会資料
令和６年１１月２５日
教育部

久留米市教育振興プランの進捗状況について

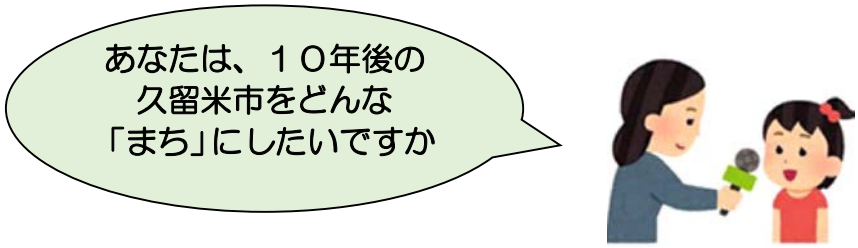

令和６年１月実施
児童生徒（小５・中２）アンケートによるテキストマイニング分析の結果より

目　次

１　教育振興プランの進捗状況の評価 …… 2

２　久留米市教育に関する大綱 …… 2

３　久留米市教育振興プラン …… 3

４　振興プランの進捗状況 …… 5

重点１　学びをつなぐ授業 …… 5

重点２　楽しい学校 …… 9

小中学校における不登校の状況について …… 10

小中学校におけるいじめの状況について …… 13

重点３　笑顔の先生 …… 16

重点４　協働する学校・家庭・地域 …… 18

１　教育振興プランの進捗状況の評価

⑴　趣旨

令和５年度における久留米市教育振興プランの進捗状況を評価するものです。

⑵　目的

教育委員会の活動状況や主な施策の取組状況について、課題や今後の方向性を明らかにし、効果的な教育行政の推進を図ります。

⑶　表記方法

学校教育に関する４つの重点に基づいて表記しています。

２　久留米市教育に関する大綱

⑴　根拠等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、地方公共団体は、首長と教育委員会で構成する総合教育会議を設置するとともに、首長が教育に関する大綱を策定すると規定されています。本市では、令和元年度に第二次となる「久留米市教育に関する大綱」を策定しました。

⑵　基本理念

“学び”が人をつくり、“地域”が人を育み、輝く未来を創る

グローバル化や情報技術の発達に伴う予測困難な時代が到来する中、市民一人ひとりが輝き、安全安心で活力に満ちた都市づくりのためには、他者と協働しながら未来を切り拓いていく人を育むことが重要です。

そのため、誰もが生き生きと学び、ふるさと久留米を誇り、久留米のまちづくりを担うことを目指して、大綱の基本理念を掲げました。

⑶　基本方針

大綱の基本理念を実現するため、学校教育と社会教育に係る基本方針を掲げ、施策の方向性を定めています。

基本方針Ⅰ （学校教育）	「生きる力」を育み、元気と笑顔があふれる子どもを育てる教育を進めます
基本方針Ⅱ （社会教育）	生涯学び、活躍できる環境を整え、心豊かな市民生活をおくることができるまちづくりを進めます

３　久留米市教育振興プラン

⑴　位置付けと対象期間

久留米市教育振興プランは、教育基本法に基づく本市の教育振興基本計画であり、新総合計画第４次基本計画や教育に関する大綱の理念等の実現に向けた教育施策に関する中期的事業プランです。

また、振興プランの期間は、新総合計画第４次基本計画及び教育に関する大綱の期間と同じく、令和２年度から令和７年度までの６年間です。

⑵　策定範囲

振興プランは、学校教育分野のうち市立学校を主な対象とし、家庭や地域と連携した学校の教育力の向上に関する施策についても対象としています。

⑶　中間見直し

振興プランは、国の動向や社会状況の変化、児童生徒へのアンケート結果を踏まえて、令和５年度に評価指標の見直しを行い、令和６年度より施行しています。

⑷　目標

ともに未来を創る「くるめっ子」の育成

次代の久留米を担う子どもたちには、久留米への愛着と誇りを持ち、周りの人々と協働しながら、持続可能な社会のために価値あるものをつくりだす人に育ってほしいと願っています。この目標を実現するため、具体的に育成したい力として次の３つを掲げています。

つくる力 （知識・技能）	各教科等に関する基礎的・基本的な生きて働く知識・技能を習得する力
つなぐ力 （思考力・判断力・表現力）	問題を発見し、解決の方向と方法を決定し、結果を予測しながら実行し、過程を振り返って、次の問題発見・解決につなぐ力
つらぬく力 （学びに向かう力・人間性）	夢や目標、前向きな意欲、困難を乗り越える強い意志、簡単に折れない柔軟性を持って、持続可能な社会をつくるために考え、行動しようとする力。また、それを支える心身ともに健康な体や体力

⑷　４つの重点

重点１　学びをつなぐ授業【主体的・対話的で深い学び】

授業がわかり、学ぶ楽しさを味わうことができるよう「くるめ授業スタンダードを活用した授業改善」「個に応じた教育活動の充実」「教育ＩＣＴの活用・情報教育の推進」「外国語教育の充実」取り組みます。

重点２　楽しい学校【安全・安心な学び舎】

安全安心な環境の中で「学校が楽しい」「仲間といるのが楽しい」と感じられるよう、くるめアクションプランを活用した不登校・いじめ問題対応の徹底をはじめ、学校安全の支援等の充実に取り組みます。

重点３　笑顔の先生【教師力の向上と子どもと向き合う時間の確保】

キャリアステージに応じた教員研修の充実や教職員の働き方に関する意識改革を通して、子どもと向き合う時間を確保できる環境づくりを推進します。

重点４　協働する学校・家庭・地域【コミュニティ・スクールの推進】

地域学校協議会を中心として、学習習慣定着への支援と地域学校協議会提言の実働化への支援に取り組みます。また、地域コミュニティと学園コミュニティを両輪とした人権のまちづくりを一層充実させます。

⑸　重点の実現に当たっての土台

４つの重点の実現にあたっては、次の３つの視点を土台に据え、各重点の具体的施策の展開が一貫性と関連性を持ったものとなるように努めます。

人権・同和教育

自他の大切さを認めることが態度や行動にまで現れるようにすることを目標とし、人権に関する知的理解と人権感覚の高揚を関連させながら指導します。

教職員自身が人権尊重の理念を十分に認識し、常に自らの人権感覚を高め続けようという自覚のもと、学校教育活動に取り組みます。

特別支援教育

様々な教育的ニーズのある児童生徒に対して、障害の程度に応じた多様な学びの場を整備し、児童生徒が自立と社会参加を見据えて生きる力を身に付けることができる教育の充実を図ります。

キャリア教育

特別活動の学級活動を中核としながら、総合的な学習の時間や学校行事、各教科の指導など教育課程全体を通して必要な資質・能力の育成を図ります。

４　振興プランの進捗状況

振興プランの評価指標について、令和５年度の進捗状況を評価した結果は、次のとおりです。

評価欄	◎ 達成（予定通り進捗）　　○ おおむね達成 × 達成できなかった　　－　判断が困難（未実施等）

重点１　学びをつなぐ授業【主体的・対話的で深い学び】

１　施策　「くるめ授業スタンダード」を活用した授業改善　【学校教育課】

評価指標

①　全国学力・学習状況調査（小６・中３）において全国平均正答率を上回る
②　県学力調査（小５・中１・中２）において県平均を 100 とした場合の得点率が増加する

策定時 → Ｒ５年度（%）

令和元年度

① 全国学力調査の平均正答率

小６	国語	算数
全国	63.8	66.6
市	64	65

中３	国語	数学
全国	72.8	59.8
市	70	56

令和元年度

② 県学力調査 県を 100 とした得点率

学年	国語	算数・数学
小５	95.9	95.2
中１	97.6	98.0
中２	97.1	94.0

令和５年度

① 全国学力調査の平均正答率

小６	国語	算数
全国	67.2	62.5
市	67	62

中３	国語	数学
全国	69.8	51
市	64	45

令和５年度

② 県学力調査 県を 100 とした得点率

学年	国語	算数・数学
小５	92.6	90.6
中１	93.2	94.2
中２	92.7	93.2

評価指標（中間見直し）

学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると答える児童生徒の割合が増加する（追加）

参考 Ｒ５年度（%）

令和５年度

全国学力・学習状況調査

区分	割合
小６	79.5
中３	76.6

評価 成果・課題	小学校 ×	○　小中学校ともに全教科で全国平均を超えることができませんでした。小学校は、国語・算数ともに全国平均との差が僅差となり、中学校は、国語・数学ともに全国平均との差が開きました。 ○　県学力調査の得点率は、中２数学で県との差が縮まったものの、それ以外は広がりました。
	中学校 ×	
今後の 取組等		○　「知識・技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」等をバランスよく育成していくため「くるめ授業スタンダード」のさらなる浸透を図ります。また、子ども主体の授業への転換を図り、ＩＣＴも活用しながら協働的な学びの実践を図ります。 ○　学力を支える基盤となる非認知能力を育成していくため、仲間づくりの視点を大切にした活動やお互いに高め合う活動などを充実していきます。

2	施策	個に応じた教育活動の充実　【学校教育課】
評価指標		「国語の授業の内容がよくわかる」「算数・数学の授業の内容がよくわかる」と答える児童生徒の割合が増加する
策定時 ↓ Ｒ５年度 (%)		**令和元年度** 全国学力・学習状況調査 小６ / 割合 国語がよくわかる / 83.4 算数がよくわかる / 84.5 中３ / 割合 国語がよくわかる / 72.1 数学がよくわかる / 80.0 **令和５年度** 全国学力・学習状況調査 小６ / 割合 国語がよくわかる / 80.8 算数がよくわかる / 80.1 中３ / 割合 国語がよくわかる / 82.0 数学がよくわかる / 74.9
評価指標 (中間見直し)		授業は自分にあった数え方、教材、学習時間などになっていたと答える児童生徒の割合が増加する（追加）
参考 Ｒ５年度 (%)		**令和５年度** 全国学力・学習状況調査 区分 / 割合 小６ / 80.1 中３ / 75.7
評価 成果・課題	小学校 ×	○　小学校は、国語・算数とも８０％以上ですが、令和元年度の数値を下回りました。 ○　中学校の国語は８０％以上に増加しましたが、数学は令和元年度の数値を下回りました。
	中学校 ×	
今後 取組等		○　学力低位層の解消に向けた取組として、ＩＣＴを活用した基礎基本を定着させる学習や学習ボランティアを活用した補充学習の充実に取り組みます。 ○　誰一人取り残さない個別最適な学びの実現に向け、授業における机間指導や個別支援、補助教材の充実について、各学校への指導助言を進めます。

<table>
<tr><td>3</td><td>施策</td><td colspan="2">教育 ICT 活用・情報教育の推進　　【教育 ICT 推進課】【学校教育課】</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価指標

策定時
↓
Ｒ５年度

（%）</td><td colspan="2">「コンピュータなどのＩＣＴを活用した授業を週１回以上やっている」と答える児童生徒の割合が増加する

令和元年度
全国学力・学習状況調査
<table><tr><th></th><th>市</th><th>全国</th></tr><tr><td>小６</td><td>28.0</td><td>30.7</td></tr><tr><td>中３</td><td>25.4</td><td>31.4</td></tr></table>
令和５年度
全国学力・学習状況調査
<table><tr><th></th><th>市</th><th>全国</th></tr><tr><td>小６</td><td>82.1</td><td>86.3</td></tr><tr><td>中３</td><td>79.0</td><td>87.5</td></tr></table></td></tr>
<tr><td colspan="2">評価指標
（中間見直し）

参考
Ｒ５年度

（%）</td><td colspan="2">①　コンピュータなどのＩＣＴを「授業の中でほぼ毎日使っている」と答える児童生徒の割合が増加する（指標の変更）
②　「授業にＩＣＴを活用して指導することができる」と答える教員の割合が増加する（追加）

令和５年度
① 全国学力学習状況調査
<table><tr><th>区分</th><th>ほぼ毎日使っている割合</th></tr><tr><td>小６</td><td>22.5</td></tr><tr><td>中３</td><td>11.0</td></tr></table>
令和５年度
② 学校における教育の情報化の実態等に関する調査
<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>割合</th></tr><tr><td colspan="2">できると回答</td><td>24.5</td></tr><tr><td colspan="2">ややできると回答</td><td>42.0</td></tr></table></td></tr>
<tr><td colspan="2">評価
成果・課題</td><td>小学校
◎

中学校
◎</td><td>○　個別最適な学びや協働的な学びの充実に向けて、ＩＣＴを効果的に活用した教育活動を推進しています。

○　教育ＩＣＴモデル校における様々な教育実践に加え、各校のＩＣＴ推進リーダー教員を中心とし、加えて専門的なサポートを行うＩＣＴ支援員も活用しながら、教員のＩＣＴ活用力の育成向上に取り組んでいます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">今後の
取組等</td><td colspan="2">○　教員のＩＣＴ活用力に応じた研修の実施や指導主事によるプッシュ型支援、教員向けポータルサイトにおける授業での効果的な活用方法の情報共有など、ＩＣＴを活用した教育のさらなる質の向上に取り組みます。

○　活用型情報モラル教育（デジタルシチズンシップ教育）を推進し、保護者の理解促進等を進めます。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>4</td><td>施策</td><td colspan="3">外国語教育の充実　【学校教育課】</td></tr>
<tr><td>評価指標</td><td colspan="4">「CEFR A1」相当以上の力を有する生徒の割合が全国平均以上になる。</td></tr>
<tr><td>策定時
↓
R５年度
（%）</td><td colspan="4">令和元年度
英語教育実施状況調査
<table><tr><td>市（中３）</td><td>38.9</td></tr><tr><td>全国（中３）</td><td>44.0</td></tr></table>
令和５年度
英語教育実施状況調査
<table><tr><td>市（中３）</td><td>65.2</td></tr><tr><td>全国（中３）</td><td>50.0</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>評価
成果・課題</td><td>◎</td><td colspan="3">○　令和２年度から、全ての中学校２年生に対してスコア型英語４技能（読む・聞く・書く・話す）検定を実施しています。
　令和５年度の割合は、令和元年度から 26.3 ポイント増加し、全国平均を上回りました。
○　英語への興味や関心を高めながら、小３から中３までの７年間を通して、主体的にコミュニケーションを図ろうとする児童生徒の育成を図る必要があります。</td></tr>
<tr><td>今後の
取組等</td><td colspan="4">○　授業改善を図るため、小学校教員と中学校英語科教員合同の研修を実施したり、中学校教員向けのセミナーを実施したりして、検定の結果を活かした外国語の指導方法について研究しています。
○　特色ある教育実践指定校において、外国語教科以外の授業を英語で行う CLIL 教育を２校で実践し、英語への興味・関心を深めることでコミュニケーション力の向上に取り組んでいます。</td></tr>
</table>

＊　CEFR は、外国語の熟達度を A1,A2,B1,B2,C1,C2 の６段階で評価します。A1 は実用英語技能検定（英検）３級に相当します。

CLIL 教育の実践
（竹野小学校）

令和６年度 久留米市中学校英語スピーチコンテスト演題例（R6.10.2 開催）

発表順	TITLE（演題）	学年
1	The Joy of Learning	3
2	We Cannot Live Alone	2
3	The Importance of Friendship	3
4	The Story of My Adventure in Learning the English Language	3

重点２　楽しい学校【安全・安心な学び舎】

<table>
<tr><td>1　施策</td><td colspan="2">不登校対応の徹底　【学校教育課】</td></tr>
<tr><td>評価指標

策定時
↓
Ｒ５年度

（%）</td><td colspan="2">不登校の出現率が全国平均以下になる

令和元年度
（出現率＝不登校児童生徒数/全児童生徒数）
<table><tr><td></td><td>市</td><td>全国</td><td>差</td></tr><tr><td>小</td><td>0.6</td><td>0.8</td><td>▲0.2</td></tr><tr><td>中</td><td>2.9</td><td>4.1</td><td>▲1.2</td></tr></table>
令和５年度
（出現率＝不登校児童生徒数/全児童生徒数）
<table><tr><td></td><td>市</td><td>全国</td><td>差</td></tr><tr><td>小</td><td>2.3</td><td>2.1</td><td>0.2</td></tr><tr><td>中</td><td>6.4</td><td>6.7</td><td>▲0.3</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>評価指標
（中間見直し）

参考
Ｒ５年度

（%）</td><td colspan="2">①　不登校児童生徒が学校内外で相談・指導を受けた割合が増加する（指標の変更）
②　学校に行くのは楽しいと思うと答える児童生徒の割合が増加する（追加）

令和５年度
① 児童生徒の問題行動・不登校等に関する調査
<table><tr><td>区分</td><td>割合</td></tr><tr><td>小６</td><td>59.4</td></tr><tr><td>中３</td><td>43.6</td></tr></table>
令和５年度
② 全国学力・学習状況調査
<table><tr><td>区分</td><td>割合</td></tr><tr><td>小６</td><td>82.7</td></tr><tr><td>中３</td><td>82.2</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>評価
成果・課題</td><td>小学校
×

中学校
◎</td><td>○　中学校の不登校生徒の出現率は全国平均以下となりましたが、小学校の不登校児童の出現率は全国平均を上回る結果となりました。

○　久留米市を含め全国的に不登校の児童生徒の出現率は急増しています。子ども一人ひとりに応じたきめ細かい支援が求められています。</td></tr>
<tr><td>今後の
取組等</td><td colspan="2">○　令和５年度に策定した本市の不登校対応の中核となる「久留米市不登校対応方針」を基本としながら、不登校児童生徒の社会的自立に向け「居場所づくり」「学習支援」「相談体制」の基本的な観点に基づいて、個々の状況に応じた取組を進めていきます。

○　スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援体制の充実や児童支援サポーターとの連携を深めるとともに、定時制・通信制高校等説明会の開催など、生徒や保護者の進路に関する支援を図ります。

○　当事者である子どもの意見や保護者、フリースクール関係者等からなる「久留米市不登校対応施策推進委員会」の意見等をもとに、子どもの多様な学びを支援します。</td></tr>
</table>

小中学校における不登校の状況について

（令和５年度児童生徒の問題行動・不登校等に関する調査結果）

１　不登校児童数の割合の推移

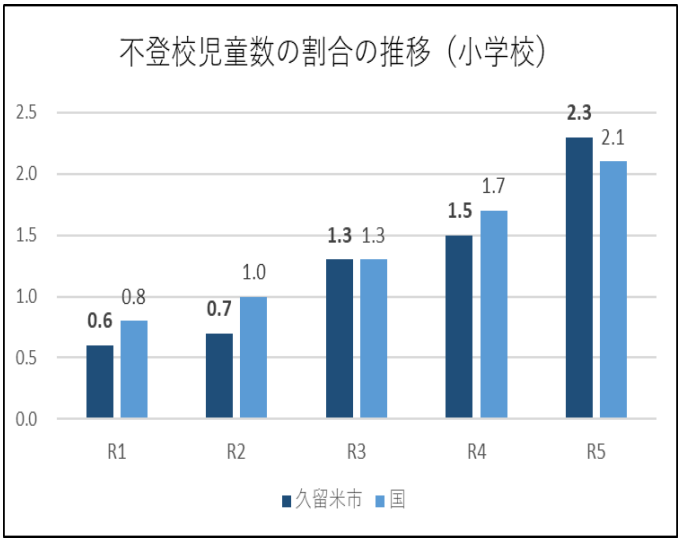

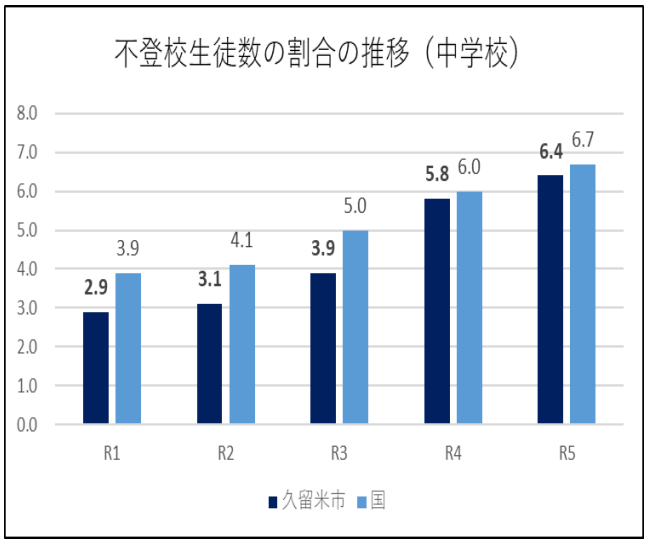

※　グラフ中、青色の網かけは久留米市の割合、水色の網かけは全国の割合です。
※　不登校児童生徒数の割合は、在籍児童生徒数における不登校人数の割合（%）です。

２　不登校児童生徒の推移

		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
市	小学校	38	46	107	136	216	260	387
	中学校	218	216	215	229	296	440	498
	合計	256	262	322	365	512	700	885
国	小学校	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498	105,112	130,370
	中学校	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442	193,936	216,112
	合計	144,031	164,528	181,272	196,127	244,940	299,048	346,482

３　学年別の不登校児童生徒数の推移

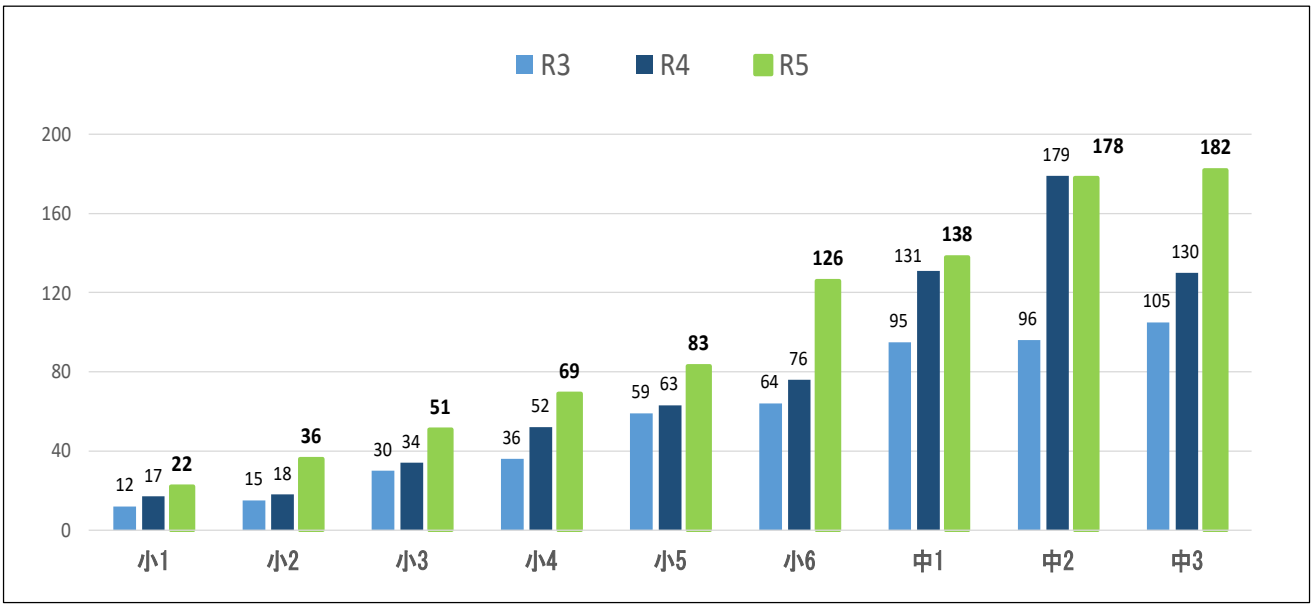

４　不登校児童生徒について把握した事実（不登校の主な要因）

小学校

区分		市	全国
1	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった	25.0%	32.2%
2	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった	20.4%	17.0%
3	生活リズムの不調に関する相談があった	20.4%	24.5%
4	不安・抑うつの相談があった	17.3%	22.7%
5	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった	14.9%	11.5%
6	障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった	14.4%	8.8%
7	個別の配慮（6以外）についての求めや相談があった	12.1%	8.5%
8	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた	9.0%	14.7%
9	家庭生活の変化に関する情報や相談があった	8.0%	9.3%
10	あそび、非行に関する情報や相談があった	7.7%	2.3%
11	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった	4.0%	4.4%
12	いじめの被害の情報や相談があった	2.0%	1.8%
13	転編入学、進級時の不適応による相談があった	2.0%	3.3%
14	学校のきまり等に関する相談があった	1.0%	2.0%

中学校

区分		市	全国
1	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった	42.3%	32.2%
2	生活リズムの不調に関する相談があった	22.2%	23.0%
3	不安・抑うつの相談があった	18.4%	23.1%
4	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった	11.4%	13.3%
5	障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった	10.8%	7.0%
6	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた	9.6%	15.2%
7	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった	6.6%	12.4%
8	あそび、非行に関する情報や相談があった	6.2%	3.4%
9	個別の配慮（5以外）についての求めや相談があった	5.0%	6.6%
10	転編入学、進級時の不適応による相談があった	4.6%	4.0%
11	家庭生活の変化に関する情報や相談があった	3.8%	7.2%
12	学校のきまり等に関する相談があった	2.6%	2.0%
13	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった	2.0%	3.0%
14	いじめの被害の情報や相談があった	0.6%	1.3%

※　不登校児童生徒全員につき、当てはまるもの全てを挙げたもので、市の割合が高い順に記載しています。

５　欠席日数が９０日以上の児童生徒の状況

小学校　不登校児童数 378人 欠席日数の内訳

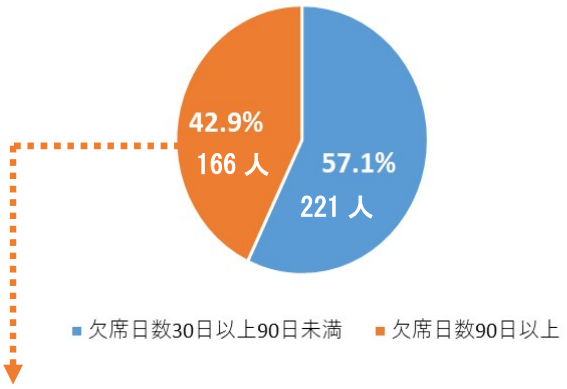

90 日以上欠席した児童の出席日数

出席 10 日以下	出席なし
29 人（7.4%）	13 人（3.3%）

中学校　不登校生徒数 498人 欠席日数の内訳

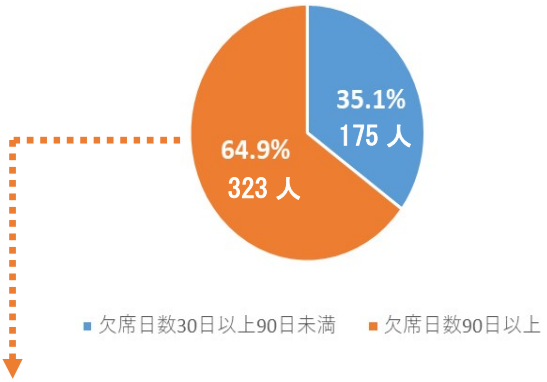

90 日以上欠席した生徒の出席日数

出席 10 日以下	出席なし
52 人（10.4%）	8 人（1.6%）

６　不登校児童生徒への支援結果の状況

	項目	R1	R2	R3	R4	R5
小学校	人数（人）	27	22	51	83	146
	復帰率（%）	25.2	16.2	23.6	31.9	37.7
中学校	人数（人）	112	119	141	175	219
	復帰率（%）	52.1	51.9	47.6	39.8	44.0
合計	人数（人）	139	141	192	258	365
	復帰率（%）	43.2	38.6	37.5	36.9	41.2

※　復帰率は、不登校の児童生徒数に占める割合です。

７　不登校生徒の進路状況

	高等学校等進学者				就職者等	その他
	全日制	定時制	通信制	特別支援学校高等部		
令和３年度	41.9%	6.7%	36.2%	0.0%	3.8%	11.4%
令和４年度	37.7%	10.0%	36.9%	4.6%	4.6%	6.2%
令和５年度	33.2%	9.2%	41.8%	1.1%	3.8%	10.9%

※　割合は、中学校を卒業した不登校の生徒に占める割合です。

<table>
<tr><td>2</td><td>施策</td><td colspan="2">いじめ問題対応の徹底　【学校教育課】</td></tr>
<tr><td>評価指標</td><td colspan="3">いじめの認知件数が全国平均以上になる</td></tr>
<tr><td>策定時
↓
R５年度
(‰)</td><td colspan="3">
令和元年度
<table>
<tr><th></th><th>市</th><th>全国</th><th>差</th></tr>
<tr><td>小</td><td>60.5</td><td>75.8</td><td>▲15.3</td></tr>
<tr><td>中</td><td>23.3</td><td>32.8</td><td>▲9.5</td></tr>
</table>
（児童生徒1,000人当たりの認知件数）
令和５年度
<table>
<tr><th></th><th>市</th><th>全国</th><th>差</th></tr>
<tr><td>小</td><td>191.4</td><td>96.5</td><td>94.9</td></tr>
<tr><td>中</td><td>63.2</td><td>38.1</td><td>25.1</td></tr>
</table>
（児童生徒1,000人当たりの認知件数）
</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価
成果・課題</td><td>小学校
◎</td><td colspan="2" rowspan="2">○　小中学校ともに、令和元年度から大きく増加し、全国平均以上の認知件数となっています。
○　教職員のいじめ認知への理解を深め、児童生徒のわずかなサインに気付く力と児童生徒がＳＯＳを出す力の育成に努める必要があります。</td></tr>
<tr><td>中学校
◎</td></tr>
<tr><td>今後の
取組等</td><td colspan="3">○　いじめは、いつでもどこでも起こり得るため、認知件数は実態の反映との認識を持ち、教職員のアンテナを高め、積極的な認知に努めます。
○　児童生徒が困りごとに気づき、自ら SOS を出すための SOS の出し方教育を進めます。</td></tr>
</table>

小中学校におけるいじめの状況について

（令和５年度児童生徒の問題行動・不登校等に関する調査結果）

１　いじめの認知件数の推移

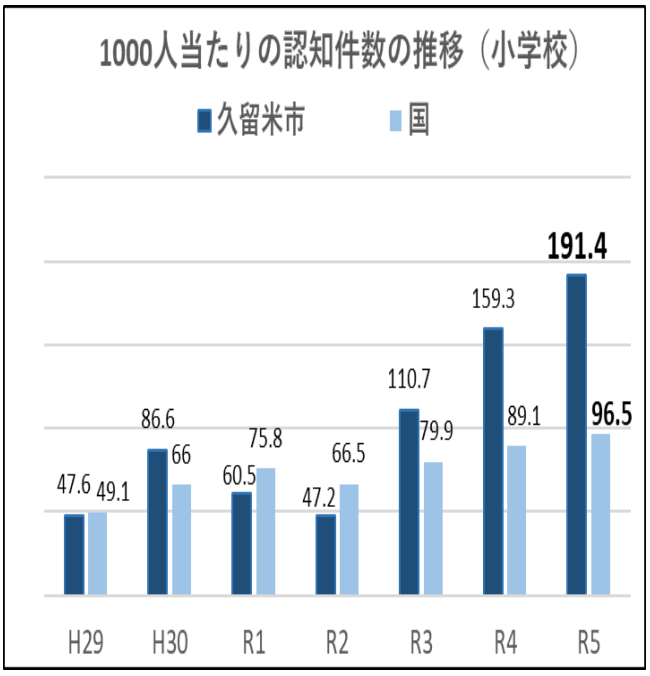

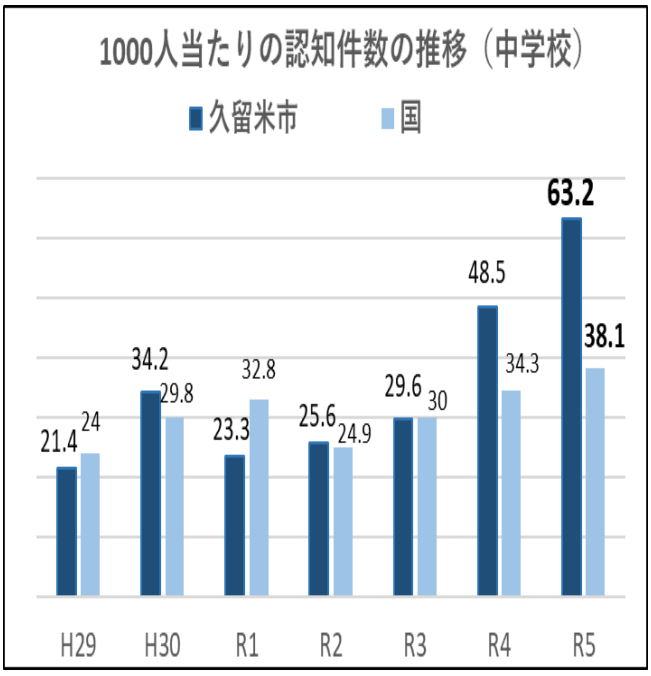

※　グラフ中、青色の網かけは久留米市の割合、水色の網かけは全国の割合です。

２　学年別のいじめの認知件数の推移

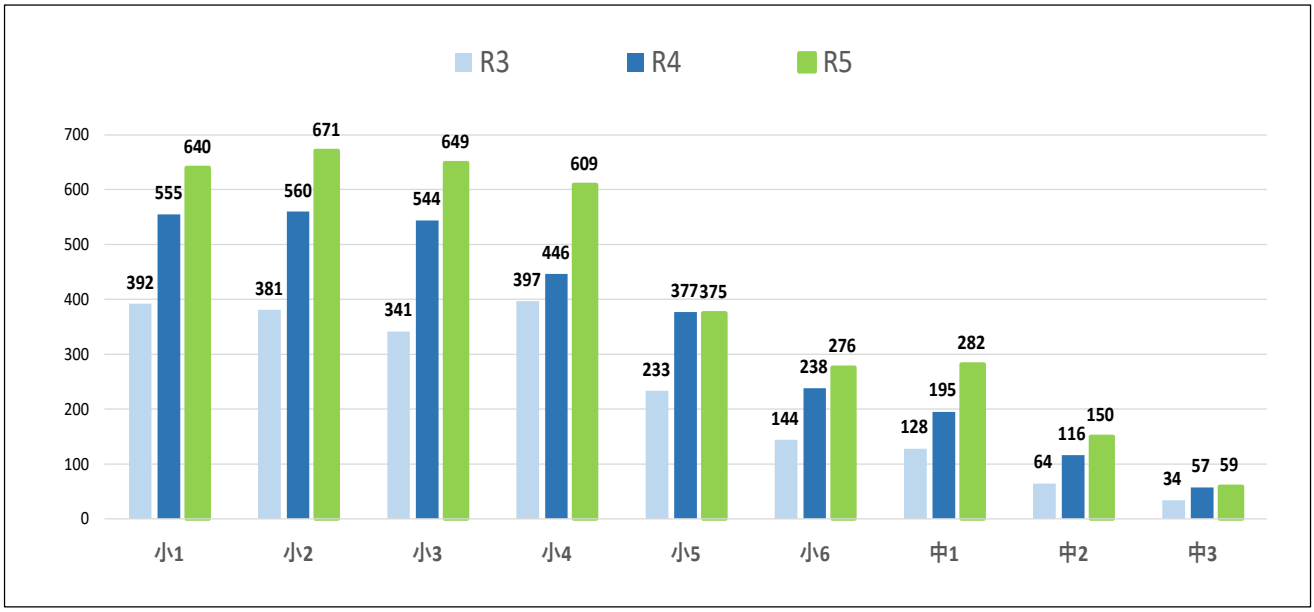

３　いじめの態様

【小学校】

区分		市	全国
1	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	62.5%	57.8%
2	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	19.4%	24.5%
3	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	8.4%	10.8%
4	仲間はずれ、集団による無視をされる	7.0%	12.3%
5	その他	3.2%	4.1%
6	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	2.6%	6.7%
7	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	2.2%	5.4%
8	金品をたかられる	0.2%	1.0%
9	パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる	0.5%	1.8%

【中学校】

区分		市	全国
1	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	71.7%	63.6%
2	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	9.8%	4.9%
3	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	7.7%	14.0%
4	パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる	7.3%	9.2%
5	仲間はずれ、集団による無視をされる	6.1%	9.1%
6	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	5.7%	5.6%
7	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	5.5%	9.4%
8	その他	2.4%	2.9%
9	金品をたかられる	0.4%	1.0%

※　数値は認知件数に対する割合で、市の割合が高い順に記載しています。（複数回答可）

3	施策	学校安全への支援 【学校教育課】	
評価指標		日本スポーツ振興センター災害給付対象けが件数が減少する（小学校）	
策定時 ↓ R５年度		**令和元年度** 1,353 件	**令和５年度** 1,241 件
評価 成果・課題	◎	○　令和５年度の災害給付対象けが件数は、令和元年度より減少しました。 ○　児童数における発生件数の割合は、令和４年度が 7.3%、令和５年度が 7.4%でした。今後も、けが予防の取組を継続して行います。	
今後の 取組等		セーフコミュニティの取組等を学校全体で一層展開できるよう、交通安全教室の実施など有効な取組の学校間での共有や地域、関係機関等との連携を強化した取組を推進します。	

4	施策	仲間づくりの視点を大切にした活動の充実 【学校教育課】	
評価指標		「学級みんなで話し合って決めたことなどに協力して取り組み、うれしかったことがある」と答える児童生徒の割合が増加する	
策定時 ↓ R５年度 （%）		**令和元年度** 全国学力・学習状況調査 小６ 73.0 中３ 68.0	**令和５年度** 全国学力・学習状況調査 小６ 69.9 中３ 78.5
評価 成果・課題	小学校 ×	○　令和４年度より、質問項目が「学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いのよさを生かして解決法を決めていますか」に変更されているため、当該指標の進捗状況としています。 ○　肯定的に回答する児童生徒の割合は、小学校では減少していますが、中学校では増加しました。	
	中学校 ◎		
今後の 取組等		様々な教育活動において、児童生徒が自己選択や自己決定する場を位置付けるとともに、共感的な人間関係づくりを重視した学級経営に努めます。 また、児童生徒が清掃など、日々の学校生活においてお互いのがんばりを認め合うなど、達成感や自尊感情の高まりを実感できる教育活動の充実を図ります。	

重点３　笑顔の先生【教師力の向上と子どもと向き合う時間の確保】

<table>
<tr><td>1</td><td>施策</td><td colspan="3">教師力向上への支援　　【教育センター】【学校教育課】</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価指標</td><td colspan="3">「先生は、よさを認めてくれる」と答える児童生徒の割合が増加する</td></tr>
<tr><td colspan="2">策定時
↓
R５年度
（%）</td><td colspan="3">令和元年度
全国学力・学習状況調査
<table><tr><td>小６</td><td>84.0</td></tr><tr><td>中３</td><td>74.8</td></tr></table>
令和５年度
市教育振興プランアンケート
<table><tr><td>小６</td><td>92.9</td></tr><tr><td>中３</td><td>94.2</td></tr></table></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">評価
成果・課題</td><td>小学校
◎</td><td colspan="2" rowspan="2">○　令和５年度の小学校の割合は、令和元年度と比較して 8.9 ポイント増加しました。
○　令和５年度の中学校の割合は、令和元年度と比較して 19.4 ポイント増加しました。</td></tr>
<tr><td>中学校
◎</td></tr>
<tr><td colspan="2">今後の
取組等</td><td colspan="3">○　教員が児童生徒一人ひとりの伸びや学習プロセスを的確に評価することを意識しながら、児童生徒への理解を深めるとともに、教師力の向上に努めます。
○　教員が自ら学び、授業準備や教材研究を確実に行うことによって、教育の質が向上できるよう、働き方改革を進めます。</td></tr>
</table>

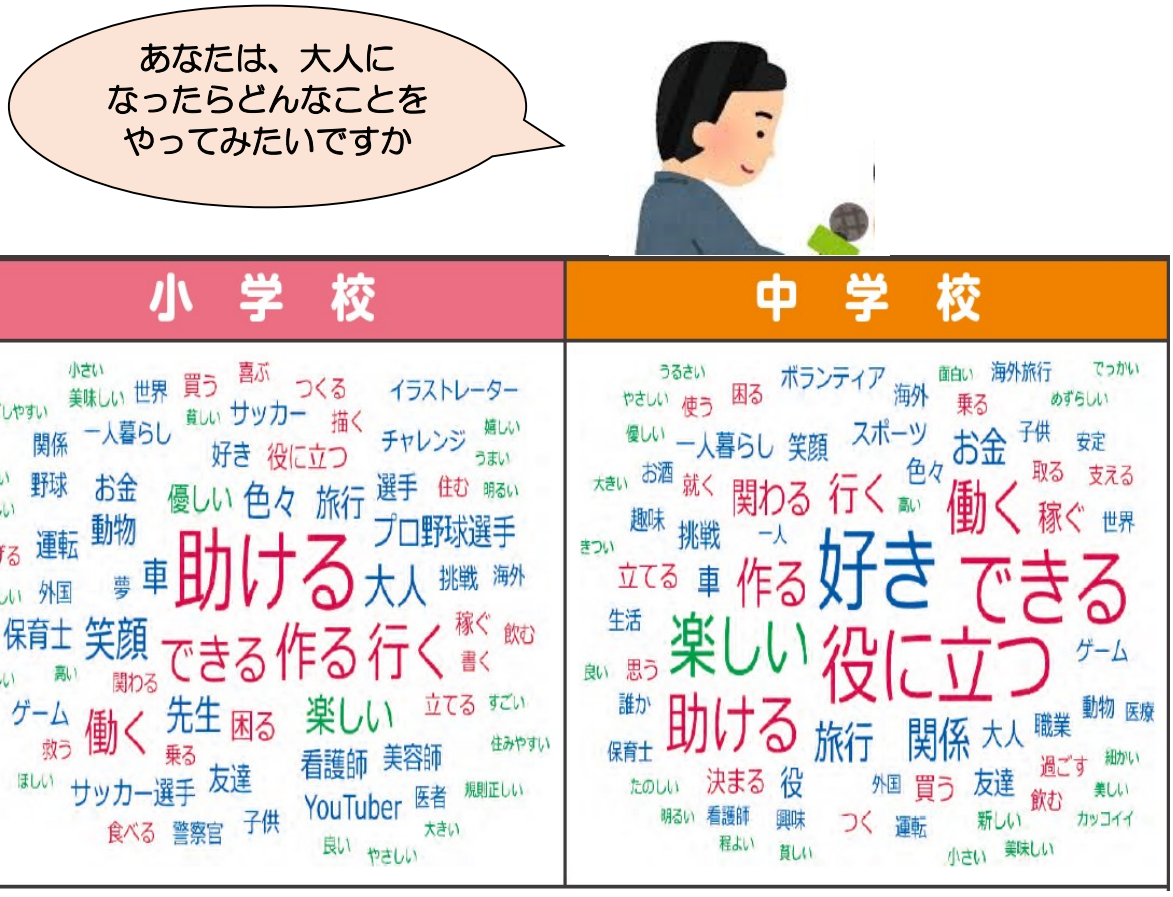

<table>
<tr><td>2</td><td>施策</td><td colspan="3">業務改善への支援　　【教職員課】【学校教育課】</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価指標</td><td colspan="3">「先生は、授業やテストで間違えたところや、理解していないところについて、分かるまで教えてくれている」と答える児童生徒の割合が増加する</td></tr>
<tr><td colspan="2">策定時
↓
R５年度
(%)</td><td>令和元年度
全国学力・学習状況調査
<table><tr><td>小６</td><td>92.0</td></tr><tr><td>中３</td><td>81.8</td></tr></table></td><td colspan="2">令和５年度
市教育振興プランアンケート
<table><tr><td>小６</td><td>91.9</td></tr><tr><td>中３</td><td>92.1</td></tr></table></td></tr>
<tr><td colspan="2">評価指標
(中間見直し)</td><td colspan="3">教員が学級の問題を抱えている場合、ともに問題解決に当たること（組織的な対応）を行ったと答える割合が増加する（追加）</td></tr>
<tr><td colspan="2">参考
R５年度
(%)</td><td colspan="3">令和５年度
全国学力・学習状況調査
<table><tr><td>小学校</td><td>61.4</td></tr><tr><td>中学校</td><td>41.2</td></tr></table>週に１回程度又はそれ以上行った割合</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">評価
成果・課題</td><td>小学校
×</td><td colspan="2" rowspan="2">○　令和５年度の小学校の割合は、令和元年度から 0.1 ポイント減少しました。
○　令和５年度の中学校の割合は、令和元年度から 10.3 ポイント増加しました。</td></tr>
<tr><td>中学校
◎</td></tr>
<tr><td colspan="2">今後の
取組等</td><td colspan="3">○　教員が児童生徒と向き合える時間を確保し、授業の質的向上を図るため、現場の教員の実態に即した効果的な業務の見直しやＩＣＴを活用した事務改善を進めます。
○　教員の事務作業等を補助する教員業務支援員や、専門的な知識経験を有するスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等のスタッフを配置し、チーム学校としての体制の充実を図ります。
○　学校への苦情等の対応を支援する弁護士等の活用や研修に取り組みます。</td></tr>
</table>

重点４　協働する学校・家庭・地域【コミュニティ・スクールの推進】

<table>
<tr><td>1</td><td>施策</td><td colspan="3">学習習慣定着への支援　【学校教育課】</td></tr>
<tr><td>評価指標</td><td colspan="4">「家庭等で１時間以上学習する」「家で計画を立てて勉強している」と答える児童生徒の割合が増加する。</td></tr>
<tr><td>策定時
↓
Ｒ５年度
（%）</td><td colspan="4">
令和元年度
全国学力・学習状況調査
（家庭等で１時間以上学習する）
<table>
<tr><td>小６</td><td>62.4</td></tr>
<tr><td>中３</td><td>66.8</td></tr>
</table>
（家で計画を立てて勉強している）
<table>
<tr><td>小６</td><td>65.6</td></tr>
<tr><td>中３</td><td>47.9</td></tr>
</table>
令和５年度
市教育振興プランアンケート
（家庭等で１時間以上学習する）
<table>
<tr><td>小６</td><td>52.3</td></tr>
<tr><td>中３</td><td>80.6</td></tr>
</table>
（家で計画を立てて勉強している）
<table>
<tr><td>小６</td><td>58.7</td></tr>
<tr><td>中３</td><td>63.4</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価
成果・課題</td><td>小学校
×</td><td colspan="3">○　小学校は、令和元年度より「家庭等で１時間以上学習する児童の割合」「家で計画を立てて勉強している児童の割合」は、ともに減少しました。</td></tr>
<tr><td>中学校
◎</td><td colspan="3">○　中学校は、令和元年度より「家庭等で１時間以上学習する生徒の割合」「家で計画を立てて勉強している生徒の割合」は、ともに増加しました。</td></tr>
<tr><td>今後の
取組等</td><td colspan="4">各学校で策定する学力向上プランの重点取組に「学習習慣づくり」を位置付けるとともに、地域学校協議会及び学校運営協議会から提言される学習習慣定着、スローメディア等の取組の推進並びに研修会を通した効果的な取組の共有に努めます。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>2</td><td>施策</td><td colspan="3">地域学校協議会提言の実働化への支援　【学校教育課】</td></tr>
<tr><td>評価指標</td><td colspan="4">地域学校協議会（学校運営協議会移行後は、学校運営協議会としての取組）の達成率が増加する（学校運営協議会はモデル校を含む）</td></tr>
<tr><td>策定時
↓
Ｒ５年度
（%）</td><td colspan="4">令和元年度
地域学校協議会活動報告から見る
提言達成率　75.5%
令和５年度
地域学校協議会活動報告から見る
提言達成率　71.4%</td></tr>
<tr><td>評価
成果・課題</td><td>×</td><td colspan="3">○　地域学校協議会及び学校運営協議会の活動報告から見る提言達成率は、令和元年度より 4.1 ポイント減少しました。
○　コミュニティ・スクールモデル校を中心に、多くの学校で学校と地域が連携・協働して取り組む活動が進められています。</td></tr>
<tr><td>今後の
取組等</td><td colspan="4">コミュニティ・スクール研修会において、有識者による講話やモデル校での取組事例の紹介を行うなど、各協議会の提言の実働に向けた取組や地域学校協働活動を支援していきます。また、学校運営協議会への移行・拡大をめざし、コミュニティ・スクールの啓発に努めていきます。</td></tr>
</table>

※　評価指標を変更していますが、その内容上、それ以前の指標と同様のものとして評価しています。

<table>
<tr><td>3</td><td>施策</td><td colspan="3">中学校区人権のまちづくりへの支援　【学校教育課】</td></tr>
<tr><td>評価指標</td><td colspan="3">「自分にはよいところがあると思う」「人が困っているときは進んで助ける」と答える児童生徒の割合が増加する</td></tr>
<tr><td>策定時
↓
R５年度
（%）</td><td colspan="3">
令和元年度
全国学力学習状況調査
（自分にはよいところがある）
<table>
<tr><td>小６</td><td>77.4</td></tr>
<tr><td>中３</td><td>67.8</td></tr>
</table>
（人が困っているときは進んで助ける）
<table>
<tr><td>小６</td><td>86.4</td></tr>
<tr><td>中３</td><td>83.9</td></tr>
</table>
令和５年度
全国学力学習状況調査
（自分にはよいところがある）
<table>
<tr><td>小６</td><td>77.1</td></tr>
<tr><td>中３</td><td>79.4</td></tr>
</table>
（人が困っているときは進んで助ける）
<table>
<tr><td>小６</td><td>89</td></tr>
<tr><td>中３</td><td>87.7</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価
成果・課題</td><td>小学校
×</td><td colspan="2" rowspan="2">○　令和元年度と比較すると「自分にはよいところがある」と回答した児童生徒の割合は、小学校ではわずかに減少し、中学校で増加しました。
　また、「人が困っているときに助ける」と回答した児童生徒の割合は、小中学校ともに増加しました。
○　人権フェスタ等は、学校や保護者、地域等が集っての開催や各団体の発表を事前に撮影して交流するなどの工夫を行い、学ぶことの大切さを感じることができました。</td></tr>
<tr><td>中学校
◎</td></tr>
<tr><td>今後の
取組等</td><td colspan="3">○　人権のまちづくりの取組を通して、差別と向き合う人々の思いや願いにふれる中で、児童生徒の人権感覚及び人権のまちづくりへの主体性を育んでいきます。
○　授業や学校行事等の中で、児童生徒の自己決定の場や共感的な人間関係づくりを位置付けたり、児童生徒が人権に関する学びを発信したりすることで、自尊感情等の高まりを実感できる教育活動に継続して取り組んでいきます。</td></tr>
</table>

教　育　委　員　会　資　料
令 和 ６ 年 １ １ 月 ２ ５ 日
教　育　部　学　校　施　設　課

学校施設内の遊具における事故の発生について

１　日　　時　令和６年１１月７日（木）　午後５時頃

２　場　　所　　小学校グラウンド

３　被 害 者　　小学校　児童

４　人的損害　第１及び第２腰椎骨折

５　事故の状況　児童が小学校から帰宅後に、小学校のグラウンド内の遊具（肋木）で遊んでいた際、当該遊具から降りようと握り棒をつかんだところ、握り棒が回転したため、体勢を崩して遊具から転落し、腰椎を骨折したもの。

６　原　　因　握り棒の固定部分が経年劣化により緩んでいたため、回転したもの。

７　遊具の状況

教育委員会資料
令和６年１１月２５日
教育部教育ＩＣＴ推進課

ICT活用で教職員の働き方改革

ICT活用で教職員の働き方改革

九州初！

クラウド化で、どこでも安全に校務パソコンを使用可能に

これまで

パソコンを使えるのは、職員室など一部の場所だけ

新しい環境

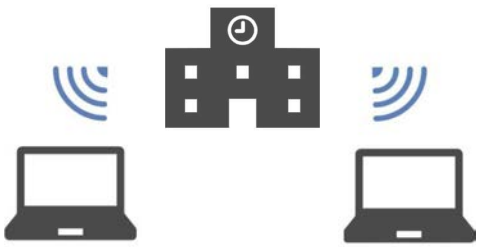

Wi-Fi環境があれば教室や出張先など、どこでも使用可能。セキュリティも万全

ICT活用で教職員の働き方改革

子どもの欠席などをアプリで学校に連絡
校内でもすぐに情報共有

ICT活用で教職員の働き方改革

デジタル採点ソフトで
採点時間が大幅に削減

※ 中学校に導入

作業時間が
約半分に

○×を自動で色分け。回答傾向などもチェック

- AIが自動採点
- 点数も自動計算

- 間違えやすい問題がすぐに分かり授業に反映

ICTを使って、子どもも先生も笑顔の学校づくりへ

教育委員会資料
令和６年１１月２５日
教育部学校教育課

久留米市立小中学校における水泳授業の民間プール活用の検討について

１　民間プールを活用した水泳授業の実施状況

(1)　実施内容

西国分小学校及び南小学校では、令和５年度に、民間事業者へ「プール施設の利用」「インストラクターによる水泳指導」「バスによる送迎」を委託して、次のとおり水泳授業を実施しました。

対象学年　西国分小学校　５年生（１８８人）・６年生（１８６人）
南小学校　　３年生（１７９人）・４年生（２００人）

実施状況　１学級４０人以下で２学級を同時に授業
泳力別に指導者３人と補助員１人を配置
１学級につき年度当たり４回実施

事業者　イトマンスイミングスクール（指名競争入札）
契約期間　令和５年５月２３日～７月２９日
事業費　５，０１２千円（各校２，５０６千円）

(2)　アンケートによる検証結果

児童　　泳ぎ方の上達度や満足度については８～１０割、施設の快適さについては９割超の肯定的な回答がありました。

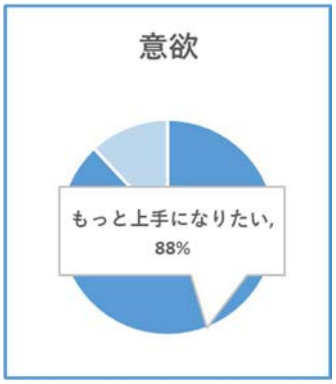

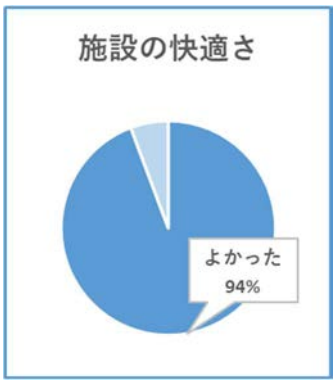

主な児童の声

- クラスが細かく分かれているからやりやすかった。
- プールサイドの地面が熱くないからヤケドしそうにならなかった。
- 雨の日でも水泳の授業ができる。

教員　　泳力向上、指導の専門性、子ども達の満足度、安全確保、負担軽減のいずれの項目も肯定的な回答が多くを占めています。

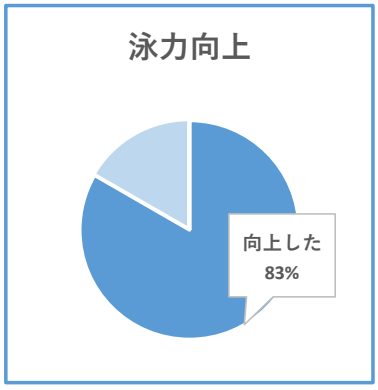

2　他市の状況

令和６年度の中核市調査（豊橋市）では、中核市６２市のうち３１市が民間プールを活用し、導入を検討している自治体も一定見られるなど、全国的に広がっています。

3　久留米市の学校プールの老朽化

(1)　老朽化の状況

久留米市の小中学校のプールは、下表のとおり老朽化が進行しており、今後の改築・改修が喫緊の課題となっています。

【小学校プール（43校）の築年数】（R7.4時点）

築年数	学校数	割合
築20年未満	4	9.3%
築20年以上30年未満	16	37.2%
築30年以上40年未満	11	25.6%
築40年以上50年未満	10	23.3%
築50年以上	2	4.7%

【中学校プール（17校）の築年数】（R7.4時点）

築年数	学校数	割合
築20年未満	3	17.6%
築20年以上30年未満	3	17.6%
築30年以上40年未満	7	41.2%
築40年以上50年未満	2	11.8%
築50年以上	2	11.8%

(2)　プールを市が保有・維持管理するための費用の目安

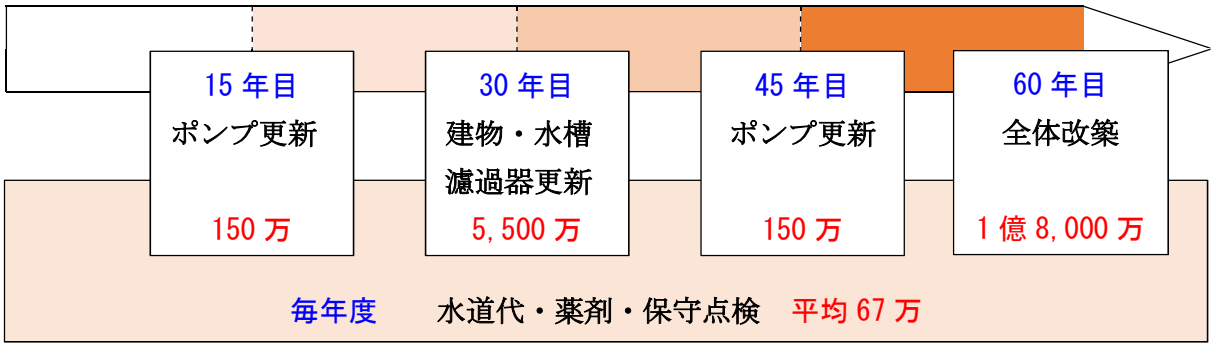

4　民間プール活用の効果と課題

市教育委員会では、検証結果等による次のような効果や課題等を踏まえ、検討を進めてまいります。

効果

① 熱中症や事故リスクの軽減、インストラクターの専門的な指導による**「子どもの安全安心の確保と泳力向上」**

② 市が直接施設を保有しないことによる**「改築・改修コスト、維持管理コストの削減」**

③ 水質・水位・水温のチェックや清掃等の日常的な維持管理が不要となる**「教職員の働き方改革と子どもに向き合う時間の確保」**

課題

① 民間プールの収容力や年間通して水泳授業が実施できるような授業計画の編成

② 民間プールまでの移動時間を要する学校の対応

小中学校における不登校の状況について

教育委員会資料
令和６年１１月２５日
教育部学校教育課

１　不登校の状況

(1)　不登校の児童生徒数・割合

①　令和５年度の久留米市の不登校は、小中学校とも次のような状況であり、全国と同様に増加傾向です。

小学校　３８７人（前年比＋１２７人　＋４９％）
中学校　４９８人（前年比＋　５８人　＋１３％）
合　計　８８５人（前年比＋１８５人　＋２６％）

②　特に、小学校は伸び率が高く、不登校出現率は、中学校が全国平均以下でしたが小学校は全国平均を上回る結果となりました。

小学校

	項目	R1	R2	R3	R4	R5
市	不登校人数	107	136	216	260	387
	割合	0.6	0.7	1.3	1.5	2.3
県	不登校人数	2,706	3,318	4,359	5,778	7,306
	割合	1.0	1.2	1.6	2.1	2.7
国	不登校人数	53,350	63,350	81,498	105,112	130,370
	割合	0.8	1.0	1.3	1.7	2.1

中学校

	項目	R1	R2	R3	R4	R5
市	不登校人数	215	229	296	440	498
	割合	2.9	3.1	3.9	5.8	6.4
県	不登校人数	5,889	6,247	7,710	9,165	10,553
	割合	4.6	4.8	5.8	6.9	7.9
国	不登校人数	127,922	132,777	163,442	193,936	216,112
	割合	3.9	4.1	5.0	6.0	6.7

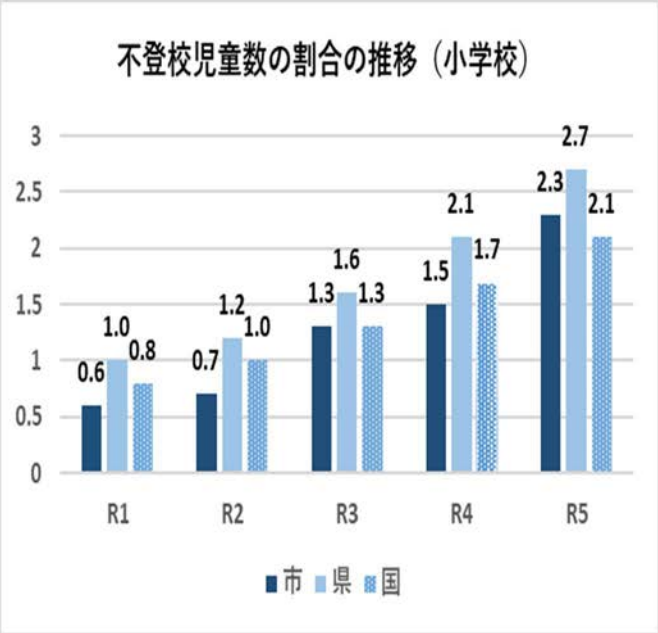

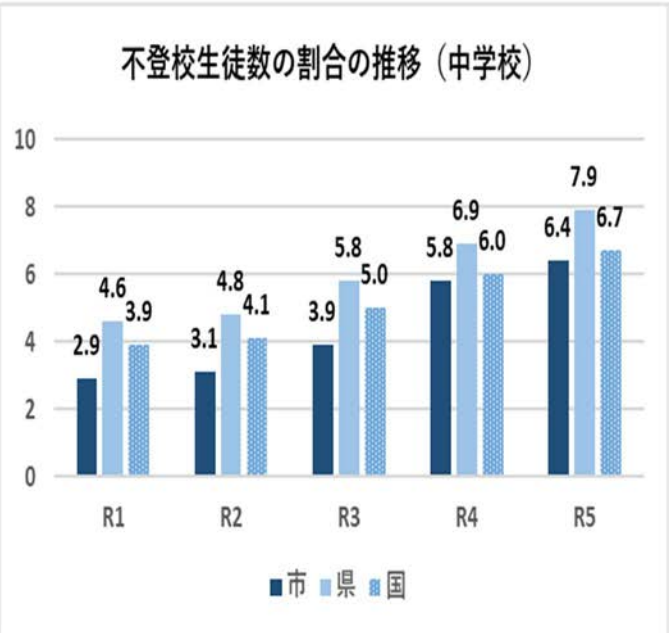

(2)　学年別の不登校人数

学年別の人数では、ほぼ全学年で増加傾向となっています。特に、小学校低学年の児童や、進学前の小６・中３の不登校人数が増えています。

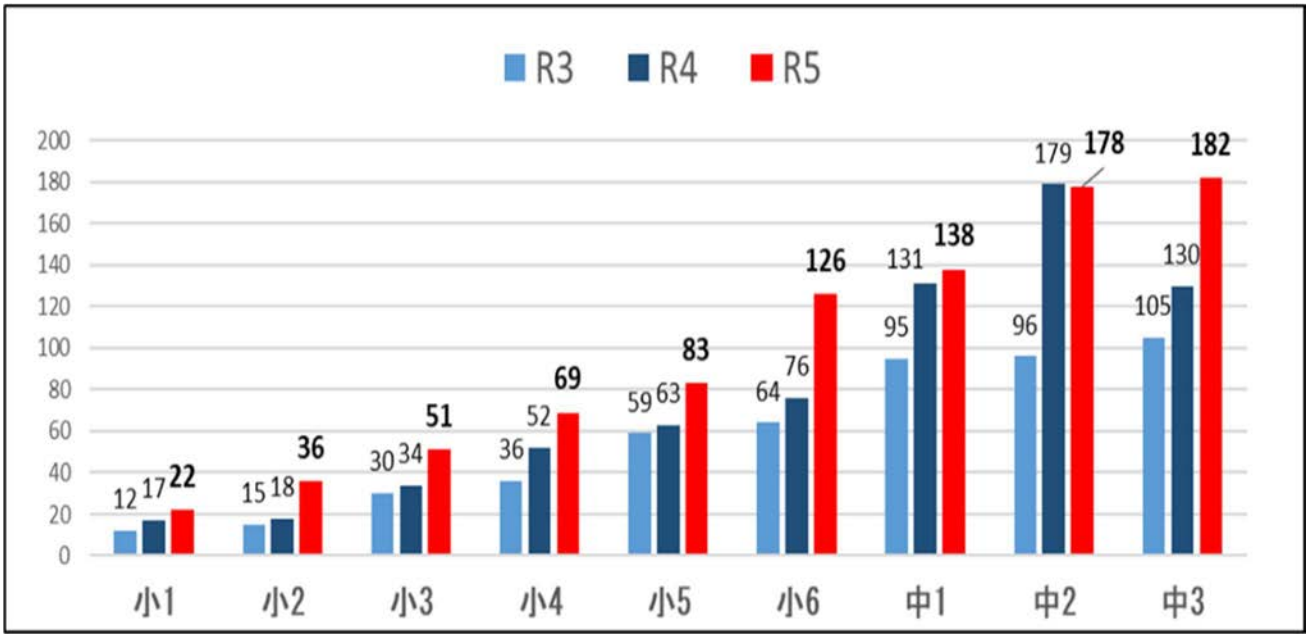

(3)　欠席日数等の状況

令和５年度は、小学校では、欠席９０日以上の割合が前年度よりも減っていますが、中学校では増え、不登校の長期化が伺えます。

【小学校】

	R4年度（260人）		R5年度（387人）	
欠席日数等	人数	割合	人数	割合
欠席90日未満	141人	54.2%	221人	57.1%
欠席90日以上	119人	45.8%	166人	42.9%
うち出席10日以下	14人	5.4%	29人	7.4%
うち出席ゼロ	7人	2.7%	13人	3.3%

【中学校】

	R4年度（440人）		R5年度（498人）	
欠席日数等	人数	割合	人数	割合
欠席90日未満	202人	45.9%	175人	35.1%
欠席90日以上	238人	54.1%	323人	64.9%
うち出席10日以下	59人	13.4%	52人	10.4%
うち出席ゼロ	13人	3.0%	8人	1.6%

(4)　不登校児童生徒について把握した事実（不登校の主な要因）

小中ともに「学校生活に対してやる気が出ない（無気力）」が最も高く、次に「生活リズムの不調」が高い状況となっています。

また、小学校は「親子の関わり方」が、中学校は「不安・抑うつ」が高い状況となっています。

R５　小学校 不登校児童生徒について把握した事実

	区分	市	全国
1	いじめの被害の情報や相談があった	2.0%	1.8%
2	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった	14.9%	11.5%
3	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった	4.0%	4.4%
4	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた	9.0%	14.7%
5	学校のきまり等に関する相談があった	1.0%	2.0%
6	転編入学、進級時の不適応による相談があった	2.0%	3.3%
7	家庭生活の変化に関する情報や相談があった	8.0%	9.3%
8	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった	20.4%	17.0%
9	生活リズムの不調に関する相談があった	20.4%	24.5%
10	あそび、非行に関する情報や相談があった	7.7%	2.3%
11	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった	25.0%	32.2%
12	不安・抑うつの相談があった	17.3%	22.7%
13	障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった	14.4%	8.8%
14	個別の配慮（13以外）についての求めや相談があった	12.1%	8.5%

R５　中学校 不登校児童生徒について把握した事実

	区分	市	全国
1	いじめの被害の情報や相談があった	0.6%	1.3%
2	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった	11.4%	13.3%
3	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった	2.0%	3.0%
4	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた	9.6%	15.2%
5	学校のきまり等に関する相談があった	2.6%	2.0%
6	転編入学、進級時の不適応による相談があった	4.6%	4.0%
7	家庭生活の変化に関する情報や相談があった	3.8%	7.2%
8	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった	6.6%	12.4%
9	生活リズムの不調に関する相談があった	22.2%	23.0%
10	あそび、非行に関する情報や相談があった	6.2%	3.4%
11	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった	42.3%	32.2%
12	不安・抑うつの相談があった	18.4%	23.1%
13	障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった	10.8%	7.0%
14	個別の配慮（13以外）についての求めや相談があった	5.0%	6.6%

(5)　不登校児童生徒への支援結果（不登校復帰率）

不登校児童生徒への支援状況を見ると、小中学校で４割前後の児童生徒が登校できるようになっており、令和４年度と比べて割合が増加しています。

	項目	R1	R2	R3	R4	R5
小学校	人数	27人	22人	51人	83人	146人
	割合（復帰率）	25.2%	16.2%	23.6%	31.9%	37.7%
中学校	人数	112人	119人	141人	175人	219人
	割合（復帰率）	52.1%	51.9%	47.6%	39.8%	44.0%
合計	人数	139人	141人	192人	258人	365人
	割合（復帰率）	43.2%	38.6%	37.5%	36.9%	41.2%

(6)　不登校生徒の中学校卒業後の状況

中学校卒業後の状況では、生徒の９割近くが進学や就職をしていますが、１割程度の生徒は、進路先が未確定のまま卒業しています。

	高等学校等進学者				就職者等	その他
	全日制	定時制	通信制	特別支援学校高等部		
令和３年度	41.9%	6.7%	36.2%	0.0%	3.8%	11.4%
令和４年度	37.7%	10.0%	36.9%	4.6%	4.6%	6.2%
令和５年度	33.2%	9.2%	41.8%	1.1%	3.8%	10.9%

２　今後の取組等

本年度に設置した「久留米市不登校対応施策推進委員会」の意見等も参考にしながら「居場所づくり」「学習支援」「相談体制」の３つの柱に沿って、支援の取組を検討していきます。

主な検討事項

➢ **居場所づくり**

- 校内教育支援教室の拡充（小学校内の居場所づくり）
- らるご久留米の体験活動の充実
  動物とのふれ合いや、鳥類センター等でのお世話、農業体験など、体験活動の充実による心の安定と心のエネルギーの回復

➢ **学習支援**

- ＩＣＴを活用した学習支援
  自宅にいる児童生徒への学習保障と高校進学に向けた支援

➢ **相談体制**

不登校に関する情報リーフレットの作成、進路説明会の開催
保護者のニーズが高い支援情報や高校の進路情報等の情報発信強化